

説明資料

〔個人所得課税〕

令和4年10月4日(火)

財務省

所得課税に関するこれまでの政府税制調査会における整理の概要

「わが国税制の現状と課題」（平成12年7月）（抄） 「個人所得課税の課題」より

(1) 個人所得課税の基幹税としての役割と負担のあり方

（中略）経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは今後とも重要であり、個人所得課税は引き続き基幹税として税体系において中心的な役割を担うべきであると考えます。

(2) 課税ベースとしての所得のあり方

（中略）経済社会の構造変化を踏まえて、控除のあり方や各種の所得計算の枠組みなど課税ベースとしての所得のあり方について見直しを行う際には、個々別々に見直すのではなく、総合的に見直していく必要があると考えます。

(3) 所得再分配機能のあり方

累進性を有する個人所得課税は税制全体の中で所得再分配機能の中心的な役割を果たしています。（中略）個人や企業の経済活動が多様化することにより、所得格差の拡大の方向に働く可能性や、消費課税の割合が高まってきていることをも考慮すると、税制全体の所得再分配機能を維持していくことが必要です。

(4) 制度の簡索性

（中略）個人所得課税は広範な経済取引や多数の納税者に関わる税目であるだけに、納税者に分かりやすい簡素な税制が求められます。

「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）（概要）

2. 「働き方やライフコースの多様化等への対応」

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- ・ 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- ・ 働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要。
- ・ 貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- ・ 金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

「租税原則としての〈公平〉」

- 担税力や能力に応じた税負担こそが公平な税制であるという考え方は、いわゆる利益説や応益課税と言われる考え方との対比、アンチテーゼとして出てきている。国家財政から受ける利益に応じた税負担ではなく、国家共同体のための貢献は能力に応じて行うのが公平であるという考え方が、20世紀初頭以降有力になってきた。
- 税制の基幹的部分（例：タックス・ミックス、累進税率構造）の設計については、憲法は政治過程における〈公平〉の判断（国民に対する説得）に委ねており、説得力ある〈公平〉論によって税制改革を正当化する必要。
- 規範的な税制設計のレベルで筋道の通った公平は複数あり得る。

課税の観点で見ると、所得こそが公平の尺度だというのは現在においてその人がどれだけ経済的価値、すなわち所得を獲得したか。それは、大まかに言うと、その人が今幾ら金銭として税を納付する能力があるかということに対応する。

その考え方の背後にあったものは恐らくその年の財政をとにかく支えなければいけなくなったときに、能力のある人から、お金を払える人から順番に捕まえていくのが妥当ではないかという考え方が一つあったのだろう。

もう一つは、所得分布の偏り自体が問題だという考え方があったのだろう。これは経済成長、特に産業社会の中で20世紀初頭のどんどん貧富の格差が開いていく時代には一定の説得力を持ったのだろう。

- これに対して消費は、大きな意味では生涯消費と生涯所得は大体対応する。単年度の所得ではなく、生涯で見たときのその人の所得水準・消費水準こそが、その人たちの相対的な税負担能力と評価する上では優れた尺度なのではないかということが有力に主張されるようになってきた。

興味深いところで、改めて所得税が平成12年答申において、世代間の公平というところで強調されるようになったときには、むしろ退職世代にも税負担を求める手段として消費税は公平にかなうという説明がされており、退職世代についてもう一回同時代的に負担の分かち合いを考えましょうという（所得税に関して強調した）観点が改めてクローズアップされているのかもしれない。

「租税原則における〈中立〉の意義」

【所得課税と消費課税の役割分担】

- 消費課税は、効率性をより実現できるが、垂直的公平性は実現しにくい税
- 所得課税は、垂直的公平性を実現できるが、効率性を阻害する恐れのある税
- これらのバランスを考えれば、効率性を実現すべく消費課税、垂直的公平性を実現すべく所得課税を行うという役割分担が必要
- 所得課税と消費課税のどちらをどれだけ課税するかは、必要な税収を確保するために、効率性と公平性のどちらをどれだけ重視するかで判断する

1. 所得税の概要

分類所得税と総合所得税

(金子宏『租税法〔第二十四版〕』201・202頁(弘文堂、2021))

3 所得税の種類

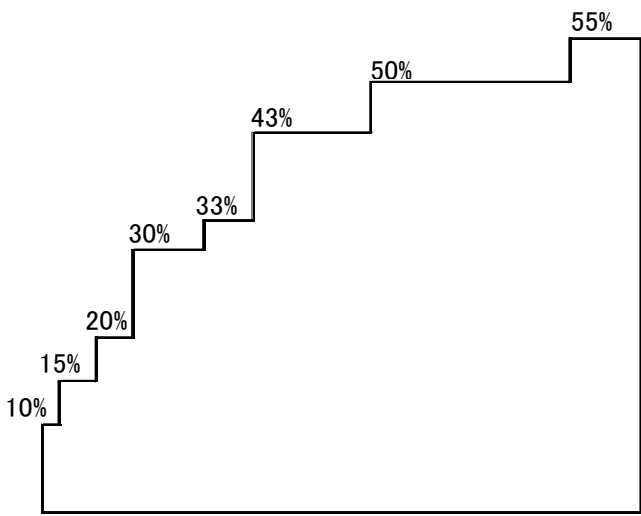
所得税には、分類所得税 (schedular system) と 総合所得税 (global system) の2つの類型がある。分類所得税というのは、所得をその源泉ないし性質に応じていくつかの種類に分類し、各種類の所得ごとに別々に課税する方式である。極端な場合には、所得の種類ごとに控除の金額や適用税率が異なる。これに対し、総合所得税は、課税の対象とされる所得をすべて合算したうえ、それに一本の累進税率表を適用する方式である。所得税制度がプリミティブで、人的控除の制度が発達せず、また比例税率が用いられていた時代には、分類所得税は、各種の所得に対してその担税力の相違に応じた課税を行うのに適切な制度であると考えられたが、所得税制度が発達して、各種の統一的な人的控除と累進税率が採用され、所得税は各人の総合的な所得の大きさに即して課されるべきであるという考え方が強くなるとともに、総合所得税が分類所得税にとって代わるようになった。

所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、利子所得ないし雑所得の10種類に分類している (所税23条～35条)。これは各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を加味しようという考慮に基づくものであって、分類所得税の1つの名残りであるが、しかし他方で、所得税法は、原則として各種所得の金額を合算し、それに一本の税率表を適用することとしているから、わが国の制度は基本的には総合所得税であるといってよい。

総合所得税制度のもとにおいて、特定の種類の所得を他の種類の所得と合算せず、分離して課税することを分離課税 (separate taxation) という。これは、特定種類の所得に対して累進税率の適用を緩和することを目的とするものである。

個人所得課税の税率構造(イメージ)
(所得税と個人住民税の合計)

- 我が国の所得税制は、総合課税を基本として構築されているが、利子・配当・株式譲渡益などについては、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されている。

総合課税 (給与所得や事業所得など)	分離課税 (利子・配当・株式譲渡益など)
 (→ 給与所得など) ※個人住民税(一律10%)を含む	一律20%  (→ 利子・配当・株式譲渡益など) ※個人住民税(一律5%)を含む

(注1) 平成25年(2013年)1月から令和19年(2037年)12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

(注2) 利子・配当・株式譲渡益などについては一般的な課税関係を示したものであり、配当については上場株式等の配当についてのもの。

主要国における総合課税と分離課税

○ 個人所得課税においては、総合課税と分離課税を組み合わせた課税方式が採用されている。

(2022 年 1 月現在)

	日 本		米 国 【ニューヨーク市】 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注3)〕		英 国		ド イ ツ		フ ラ ンス 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注5)〕	
給与所得課税	総合課税	<u>10～55.9%</u> 〔所得税、復興特別所得税、個人住民税の合計(以下同じ)〕	総合課税	<u>17.1～51.8%</u> 〔連邦税:10～37% 州・地方政府税: 7.1%～14.8%〕	総合課税	<u>20、40、45%</u>	総合課税	<u>0～47.5%</u> 〔所得税:0～45% 連帯付加税: 税額の0～5.5%〕	総合課税	<u>9.7～54.7%</u> 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税: 9.7%(注6)〕
利子課税	源泉分離課税	<u>20.3%</u>			段階的課税 〔分離課税〕	<u>0、20、40、45%</u>				
配当課税	申告分離と総合課税との選択	<u>20.3%</u> ※総合課税も選択可	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	<u>7.1～34.8%</u> 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税: 7.1%～14.8%〕	段階的課税 〔分離課税〕	<u>7.5、32.5、38.1%</u>	申告不要 〔分離課税〕	<u>26.4%</u> 所得税:25% 連帯付加税: 税額の5.5%	分離課税と総合課税との選択	(分離課税) <u>30%</u> 〔所得税:12.8% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6) 又は (総合課税) <u>17.2～62.2%</u> 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6)〕
株式譲渡益課税	申告分離課税	<u>20.3%</u>		※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税(17.1～51.8%)	段階的課税 〔分離課税〕	<u>10、20%</u>		※総合課税も選択可		

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 日本の配当課税は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものであり、申告不要も選択可。株式譲渡益課税は、特定口座で源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注3) 米国では、閾値(単身者:20 万ドル(2,280 万円)、夫婦合算:25 万ドル(2,850 万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.4%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5) フランスでは、2012 年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25 万ユーロ(3,250 万円)、夫婦:50 万ユーロ(6,500 万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。

(注6) フランスの社会保障関連諸税は、給与所得課税においては一般社会税 9.2%と社会保障負債返済拠出金 0.5%が課され、利子・配当・株式譲渡益課税においてはこれらに加え連帯税 7.5%が課されている。

各種所得の対象・計算方法・課税方式

所得の種類	対 象	計 算 方 法	課 税 方 式
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額	源泉分離課税 (注1)
配 当 所 得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額－ $\left(\begin{array}{c} \text{株式などを取得する} \\ \text{ための借入金の利子} \end{array} \right)$	申告不要 総合課税 申告分離課税
不 動 産 所 得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費	総合課税
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合課税 (注2)
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (注3)	総合課税
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ ※勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金については、2分の1課税を適用しない。(注4)	分離課税
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)	分離課税 (5分5乗)
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする一定の地上権の設定等を含む。）による所得	$\left(\begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{売却した資産} \\ \text{の取得費・譲} \\ \text{渡費用} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right)$	総合課税 (注2)
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left(\begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{収入を得るた} \\ \text{めに支出した} \\ \text{費用} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right)$	総合課税 (注2)
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額－必要経費	総合課税 (注2)

(注1) 特定公社債等の利子等については、申告不要又は申告分離課税。

(注2) 一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得（事業・譲渡・雑）、土地等の譲渡による所得（譲渡）、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得（事業・雑（令和5年3月31日まで課税停止））、先物取引による所得（事業・譲渡・雑）等である。

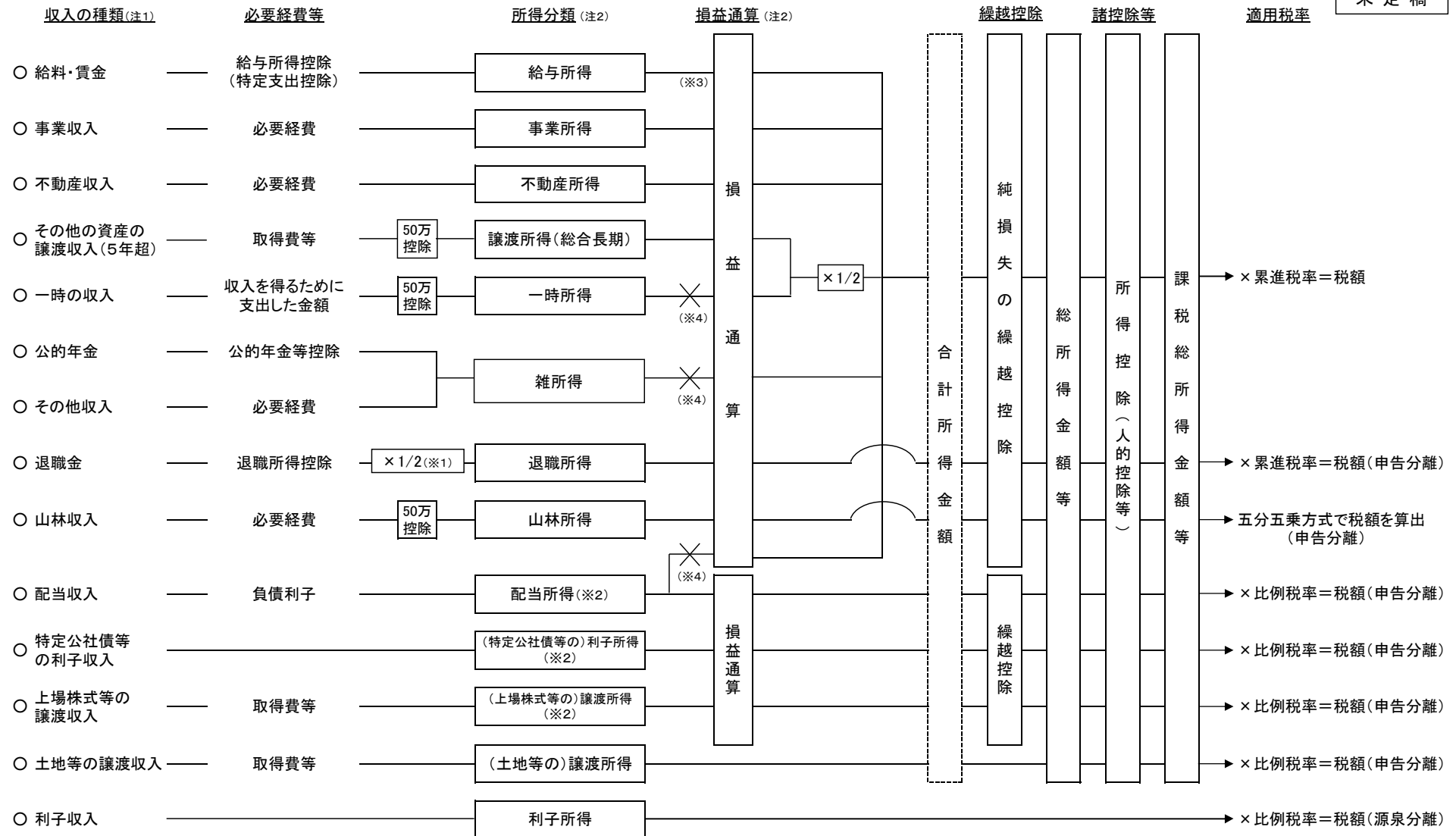
(注3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

(注4) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分に限り、2分の1課税を適用しない。

所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(※1) 勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金(法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分に限る。)については、2分の1課税を適用しない。

(※2) 「配当所得」、「特定公社債等の利子所得」及び「上場株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。

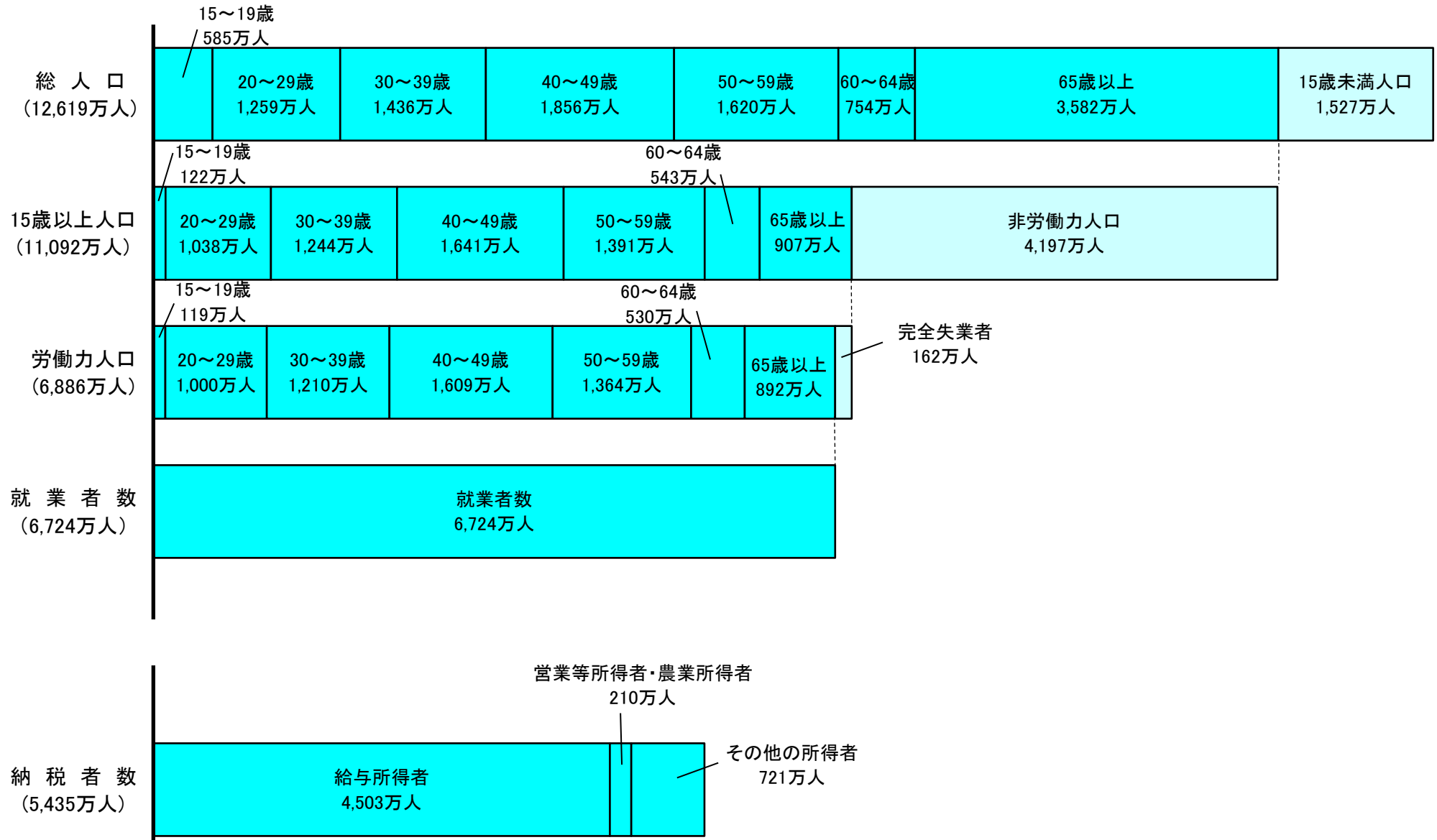
「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」及び「特定公社債等の利子所得」との間は損益通算可能。

(※3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないように、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないように所得金額調整控除により調整。

(※4) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

所得税の納税者数（令和元年分）



（出所）総人口、15歳以上人口、労働力人口及び就業者数は、総務省「令和元年 労働力調査年報」による。

納税者数は、総務省「令和2年度 市町村課税状況等の調」による。

（注1）納税者数のうち、その他の所得者には、就業者に該当しない納税者が含まれている。

（注2）表中の数値は、総数に分類不能又は不詳の数を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

2. 所得税の財源調達機能

所得税収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

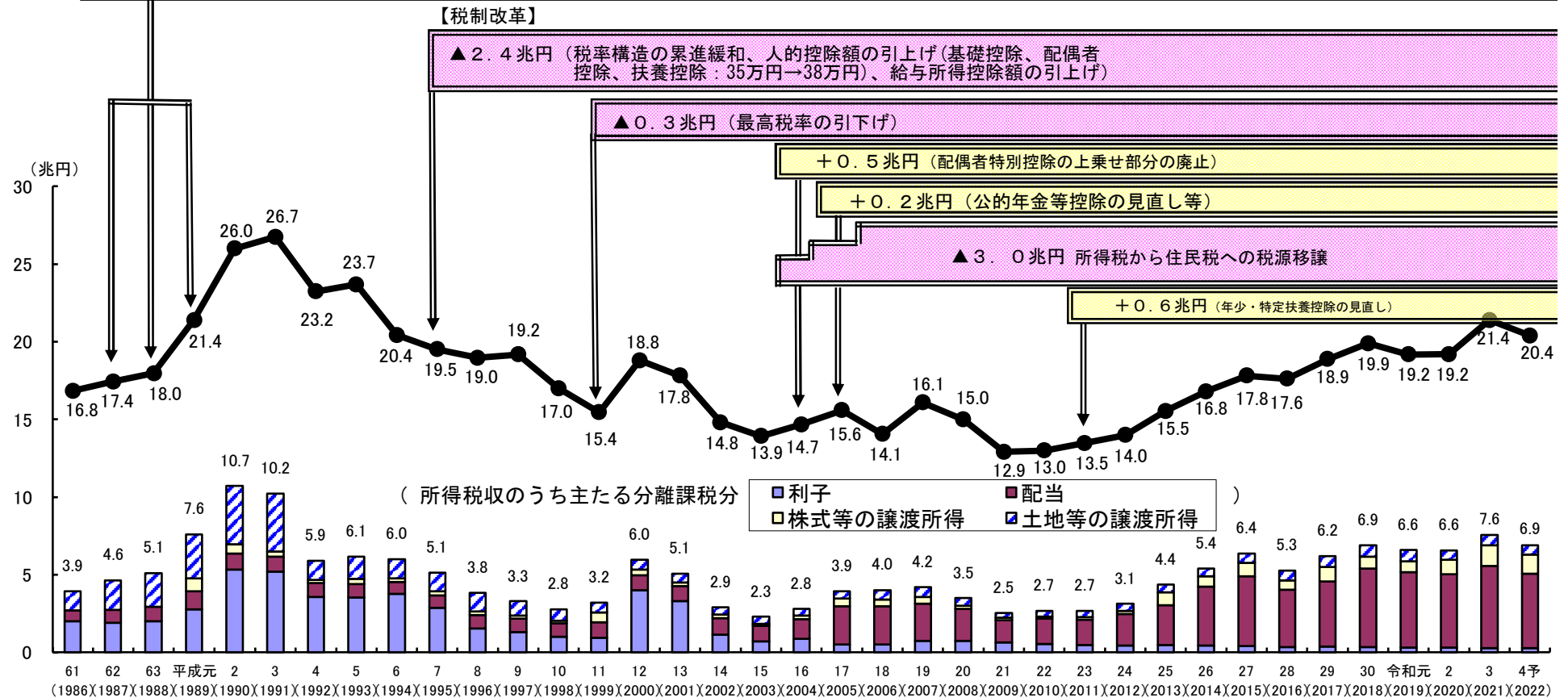
(注)ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と令和4年度予算額の20.4兆円の差額(約▲6兆円)の主な要因は、

- ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲3兆円
- ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲ 3.9 兆円 (税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除: 33万円→35万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(45万円))等

+ 1.7 兆円 (マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)



(注1) 令和3年度以前は決算額、令和4年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲(平成16年度△0.4兆円、平成17年度△1.1兆円、平成18年度△3.0兆円)後の計数である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である(昭和63年度以前は推計値)。

OECD加盟国（36カ国）における所得・消費・資産課税等の税収構成比の国際比較（国税+地方税）（2019年現在）

所得課税合計（36か国中12位）

デンマーク	64.6%
スイス	63.3%
米国	61.5%
オーストラリア	59.2%
カナダ	57.6%
ノルウェー	55.4%
ニュージーランド	55.1%
アイスランド	55.0%
アイルランド	54.9%
ルクセンブルク	54.1%
ドイツ	52.4%
日本	52.2%
ベルギー	51.0%
メキシコ	49.2%
フィンランド	48.5%
オランダ	47.2%
イタリア	45.9%
スウェーデン	45.4%
韓国	45.3%
オーストリア	45.3%
スペイン	44.3%
英国	43.2%
チェコ	40.8%
イスラエル	39.7%
フランス	38.4%
ポルトガル	38.0%
チリ	37.6%
スロバキア	36.1%
トルコ	35.3%
ポーランド	34.3%
エストニア	33.8%
スロベニア	33.7%
リトアニア	31.7%
ギリシャ	31.2%
ラトビア	30.7%
ハンガリー	26.1%
OECD 諸国 平均	45.5%

個人所得課税（36か国中20位）

デンマーク	57.3%
米国	54.4%
アイスランド	48.0%
スイス	46.2%
ドイツ	44.1%
カナダ	42.9%
オーストラリア	42.0%
ニュージーランド	42.0%
フィンランド	40.2%
イタリア	38.9%
ベルギー	38.4%
アイルランド	38.1%
スウェーデン	36.5%
ノルウェー	35.4%
オーストリア	35.3%
スペイン	35.1%
英国	34.4%
ルクセンブルク	33.1%
オランダ	32.9%
日本	31.9%
フランス	31.0%
ラトビア	30.0%
イスラエル	26.7%
ポルトガル	25.5%
エストニア	25.4%
メキシコ	25.0%
スロベニア	24.5%
ポーランド	24.3%
韓国	23.9%
トルコ	23.8%
リトアニア	23.1%
ギリシャ	22.8%
チェコ	22.7%
ハンガリー	20.9%
スロバキア	20.0%
チリ	8.8%
OECD 諸国 平均	32.9%

法人所得課税（36か国中5位）

チリ	28.8%
メキシコ	24.2%
韓国	21.4%
ルクセンブルク	21.0%
日本	20.4%
ノルウェー	20.0%
チェコ	18.1%
オーストラリア	17.1%
スイス	17.1%
アイルランド	16.8%
スロバキア	16.1%
カナダ	14.7%
オランダ	14.3%
ニュージーランド	13.1%
イスラエル	12.9%
ベルギー	12.6%
ポルトガル	12.5%
トルコ	11.5%
ポーランド	10.1%
オーストリア	10.0%
スペイン	9.2%
スロベニア	9.2%
スウェーデン	8.9%
英国	8.8%
リトアニア	8.6%
ギリシャ	8.4%
エストニア	8.4%
ドイツ	8.3%
フィンランド	8.3%
フランス	7.4%
デンマーク	7.3%
米国	7.1%
イタリア	7.0%
アイスランド	6.9%
ハンガリー	5.2%
ラトビア	0.7%
OECD 諸国 平均	12.6%

消費課税（36か国中30位）

リトアニア	66.6%
ハンガリー	65.7%
エストニア	65.3%
ラトビア	64.9%
スロベニア	63.2%
スロバキア	61.9%
ポーランド	58.5%
ギリシャ	57.6%
チリ	57.2%
チェコ	57.1%
トルコ	56.8%
ポルトガル	55.2%
フィンランド	46.7%
オランダ	46.7%
スペイン	44.7%
メキシコ	43.7%
イスラエル	43.4%
ドイツ	42.9%
オーストリア	42.2%
イタリア	41.2%
フランス	41.1%
英国	40.8%
ノルウェー	40.0%
ベルギー	37.4%
アイルランド	37.1%
スウェーデン	35.9%
アイスランド	35.6%
韓国	35.2%
日本	33.5%
ルクセンブルク	32.3%
デンマーク	30.5%
カナダ	26.5%
オーストラリア	26.3%
スイス	26.0%
米国	23.2%
OECD 諸国 平均	45.0%

資産課税等（36か国中9位）

フランス	20.5%
韓国	19.4%
スウェーデン	18.7%
イスラエル	16.9%
英国	16.0%
カナダ	15.9%
米国	15.3%
オーストラリア	14.6%
日本	14.3%
ルクセンブルク	13.7%
イタリア	12.9%
オーストリア	12.5%
ベルギー	11.6%
ギリシャ	11.2%
スペイン	11.0%
スイス	10.7%
アイスランド	9.5%
ハンガリー	8.3%
アイルランド	8.0%
トルコ	7.9%
ポーランド	7.2%
メキシコ	7.1%
ポルトガル	6.8%
オランダ	6.2%
ニュージーランド	6.2%
チリ	5.2%
デンマーク	4.9%
フィンランド	4.8%
ドイツ	4.7%
ノルウェー	4.6%
ラトビア	4.3%
スロベニア	3.1%
チェコ	2.2%
スロバキア	2.1%
リトアニア	1.8%
エストニア	1.0%
OECD 諸国 平均	9.5%

（注1）日本は令和元年度（2019年度）決算。

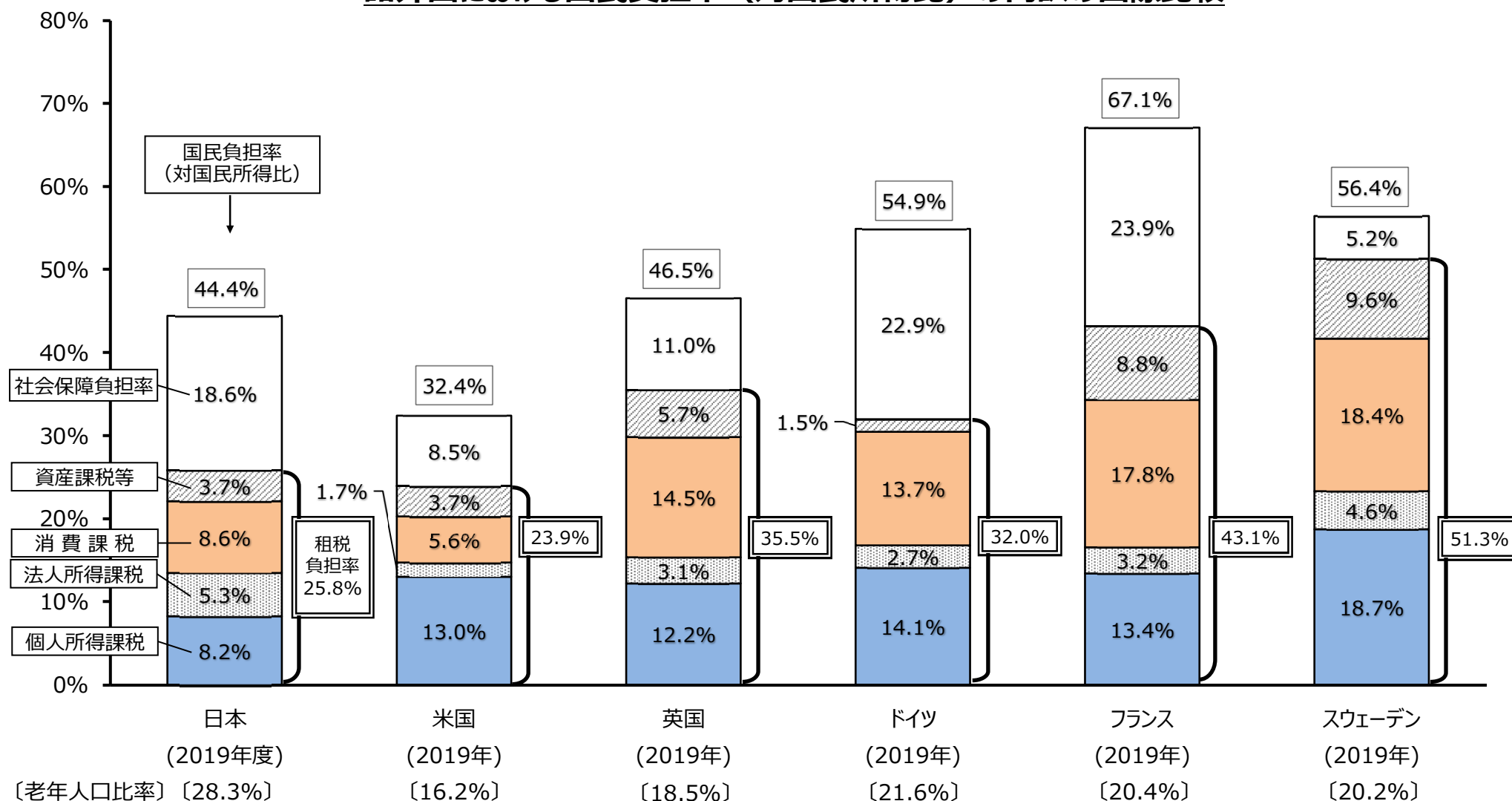
（注2）諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2020"のデータを使用、計数は2019年のものである（オーストラリアは推計による暫定値）。

なお、リトアニアの計数は2019年のものが記載されていないため2017年の計数。

（注3）所得課税には、利子、配当及びキャピタルゲインに対する課税が含まれる。

（注4）資産課税等には、資産課税及びその他の課税が含まれる。資産課税とは、富裕税、不動産税（固定資産税等）、相続・贈与税及び流通課税（有価証券取引税、取引所税、不動産取得税及び印紙収入等）等を指し、日本の割合は13.9%である。

諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較



〔注1〕日本は令和元年度（2019年度）実績。諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2020"及び同 "National Accounts "による。

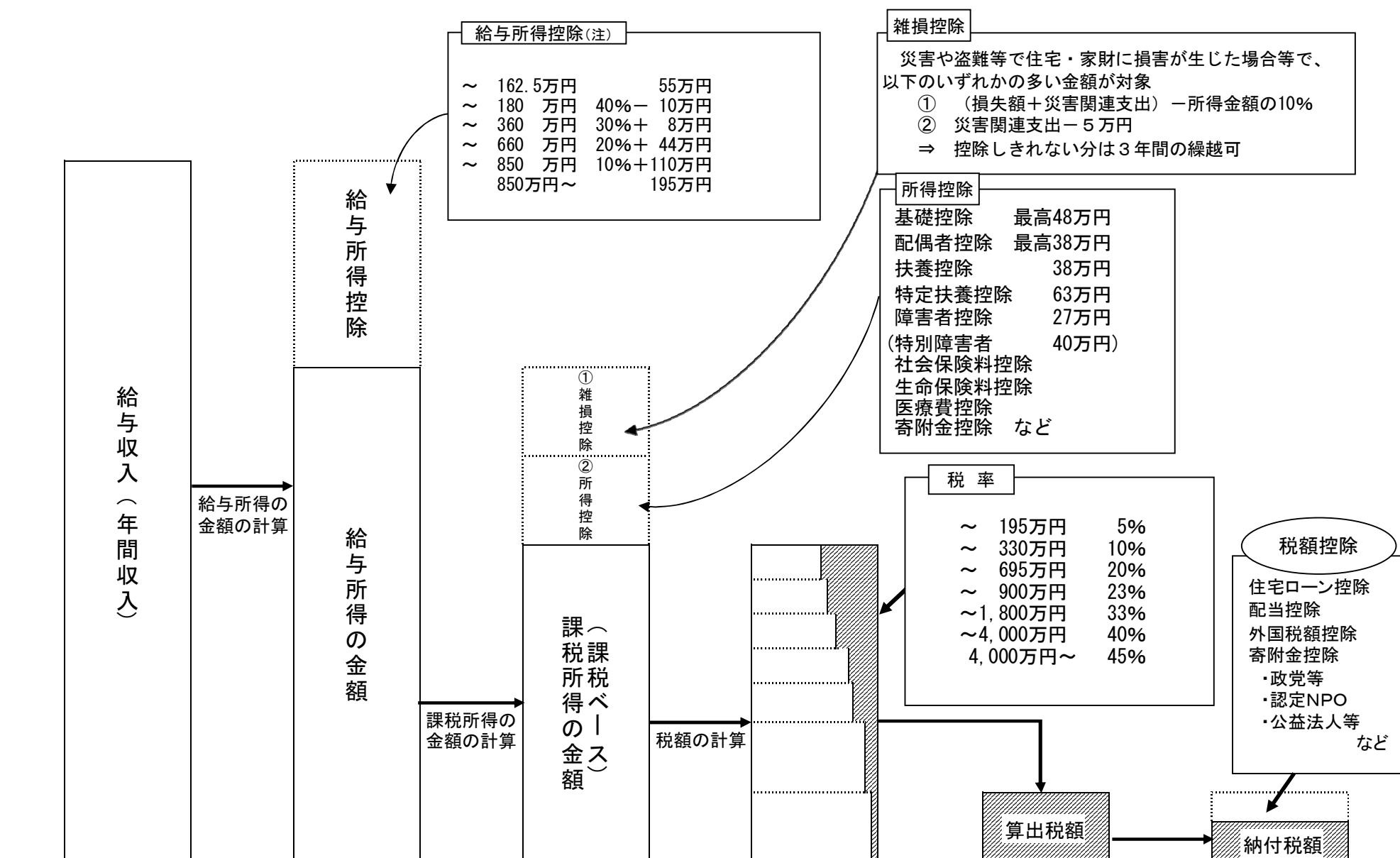
〔注2〕租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また個人所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

〔注3〕四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

〔注4〕老年人口比率については、日本は総務省「人口推計（2019年（令和元年）10月1日現在（補間補正值））」、諸外国は国際連合 "World Population Prospects: The 2019 Revision Population Database"による。

3. 所得税（総合課税分）の現状

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



(注) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

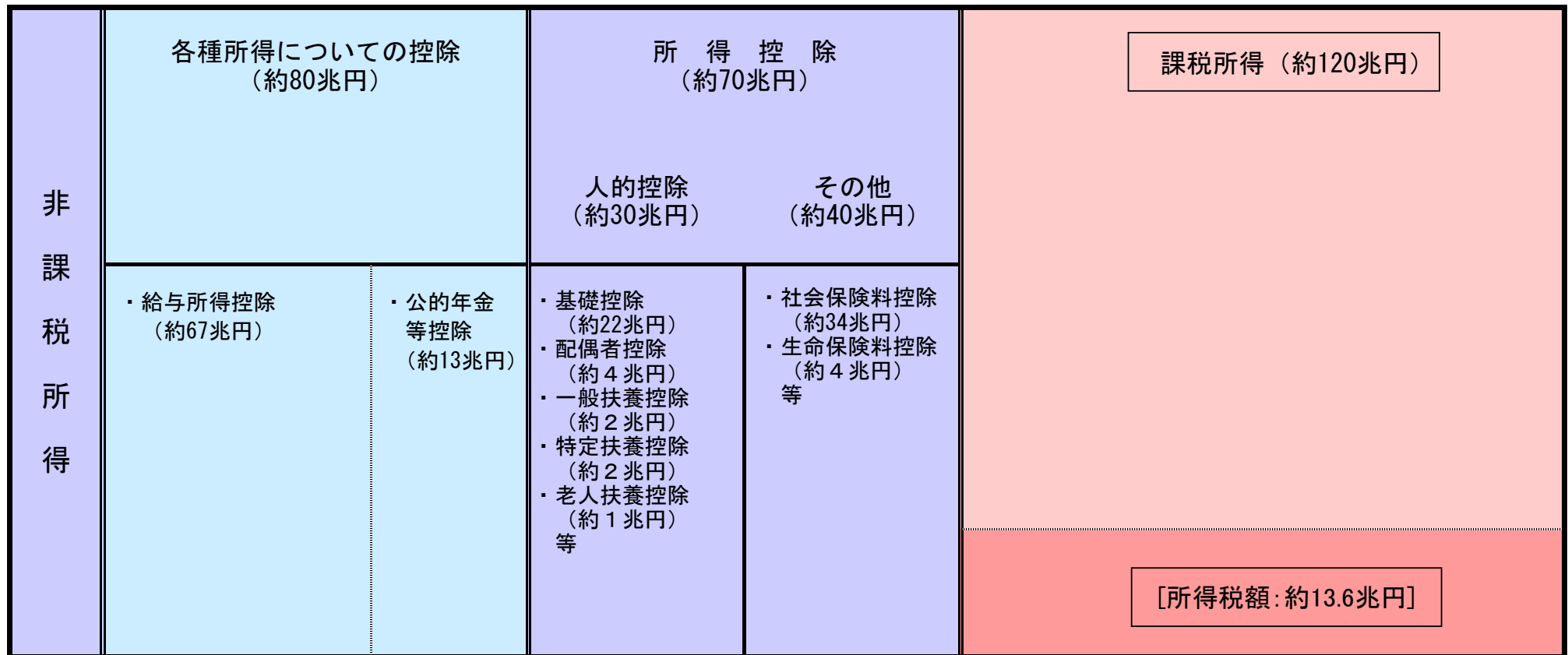
給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約270兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約190兆円)

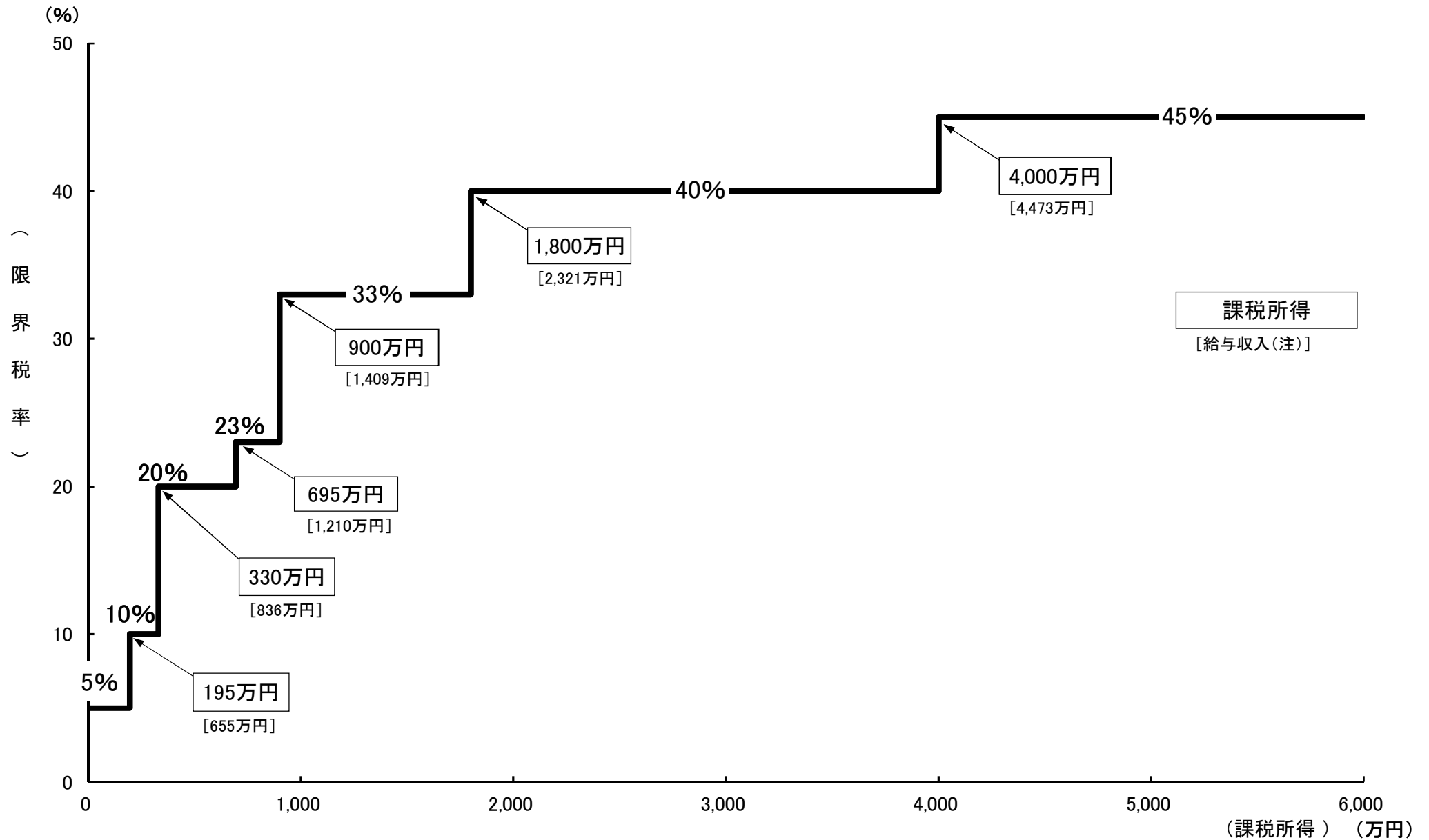


(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得 等)の納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.4兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。

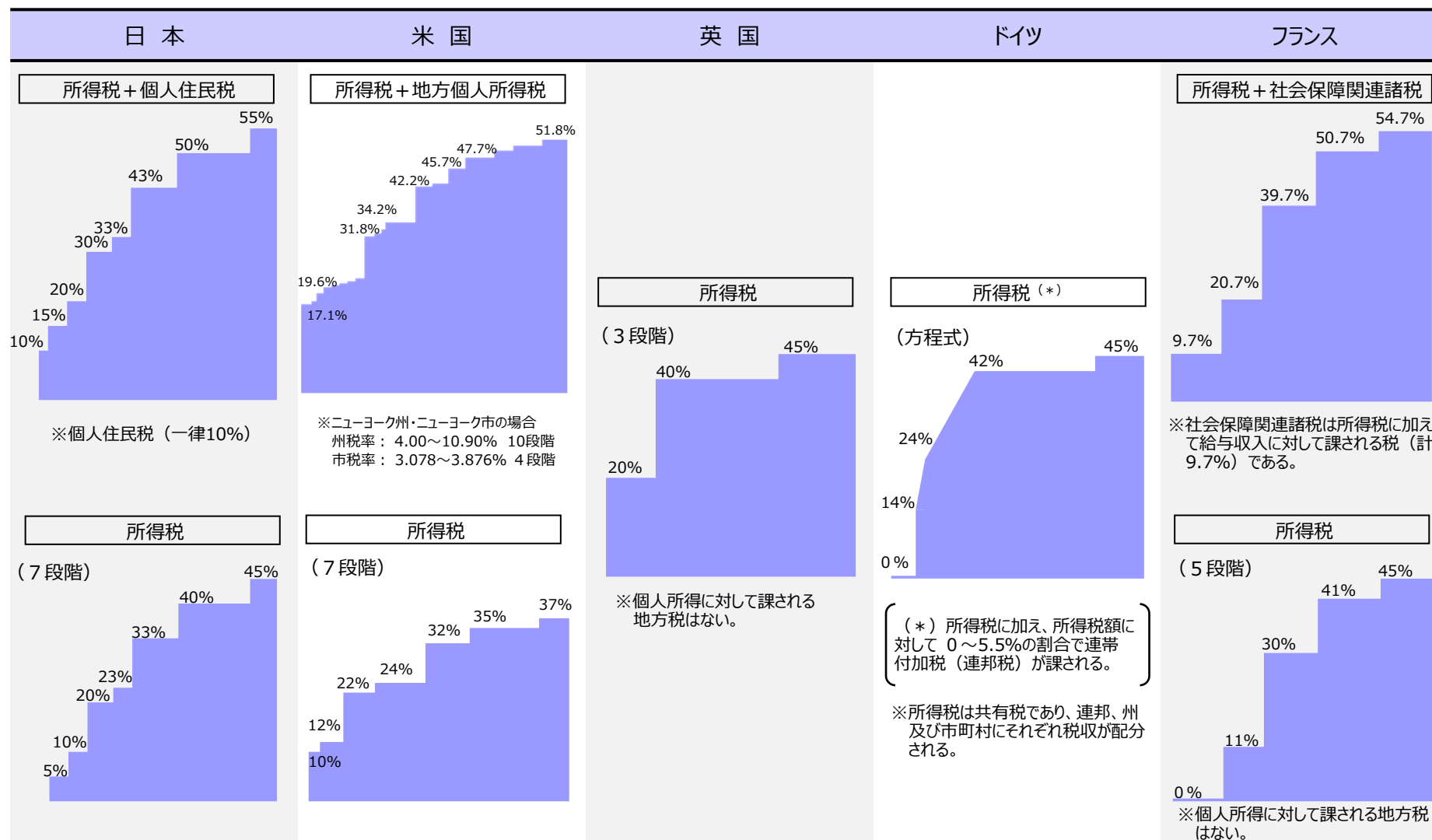
所得税の税率構造



(注) 夫婦2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

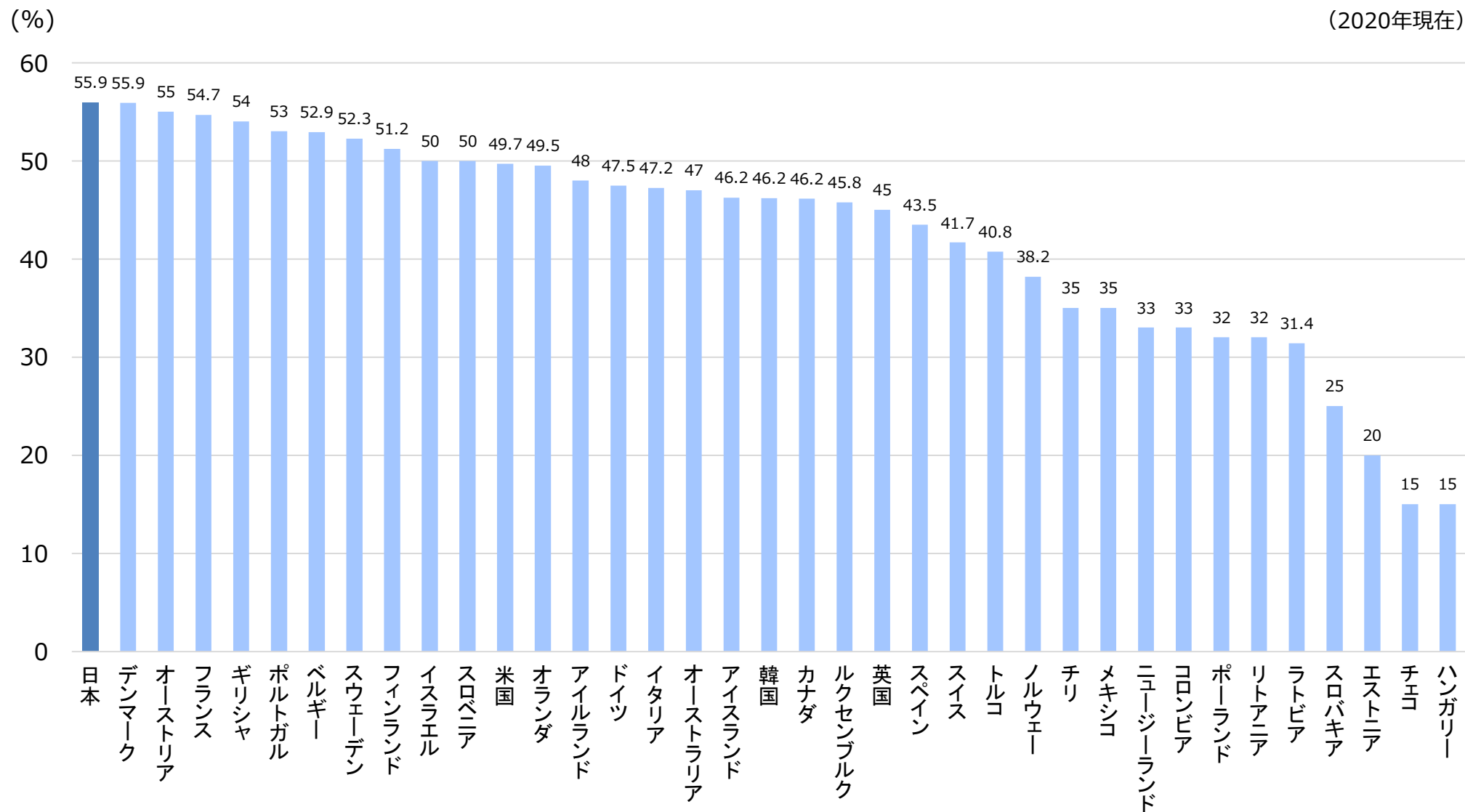
主要国における個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）

（2022年 1 月現在）



- （注 1）日本については、2013年（平成25年）1月から2037年（令和19年）12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
- （注 2）フランスでは、2012年 1 月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（単身者：25万ユーロ、夫婦：50万ユーロ）を超える場合、その超過分に対して、追加で 3～4 %の税が課される。
- （注 3）ドイツの連帯付加税については、単身者の場合、所得税額16,956ユーロ以下：0%、16,956ユーロ超～31,527ユーロ以下：所得税額と16,956ユーロとの差分に11.9%、31,527ユーロ超：所得税額全部に5.5%という形で計算され、税額が逡増するように設計されている。

OECD加盟国（37カ国）における個人所得課税の最高税率の国際比較

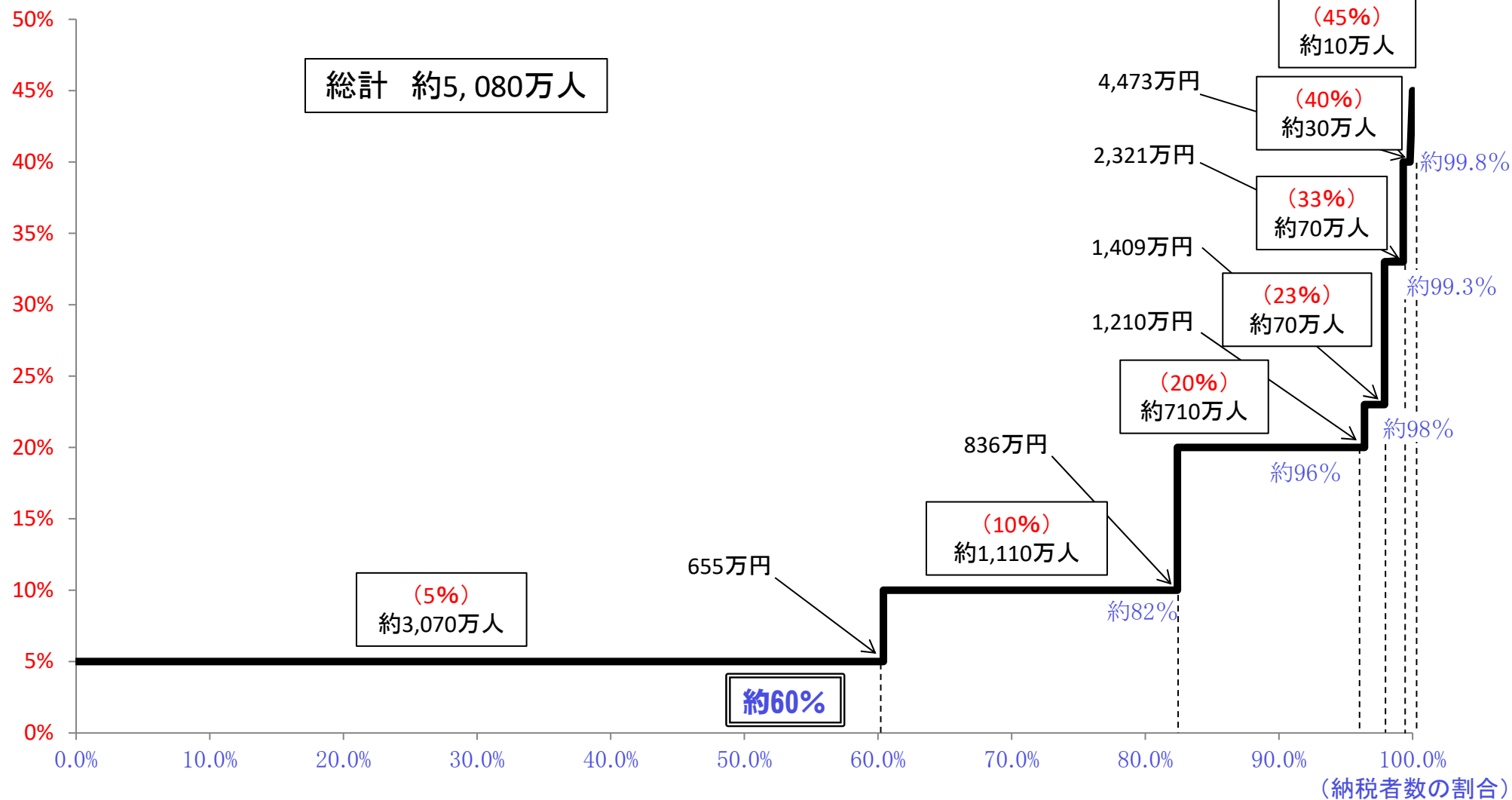


(注) 日本の個人所得課税の最高税率については、復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）を加味したもの。米国はニューヨーク州及びニューヨーク市、カナダはオンタリオ州の税率を使用。ドイツは連帯付加税、フランスは社会保障関連諸税を含む。

(出典) OECD等

納税者の分布(所得税の限界税率ブラケット別)

(限界税率)



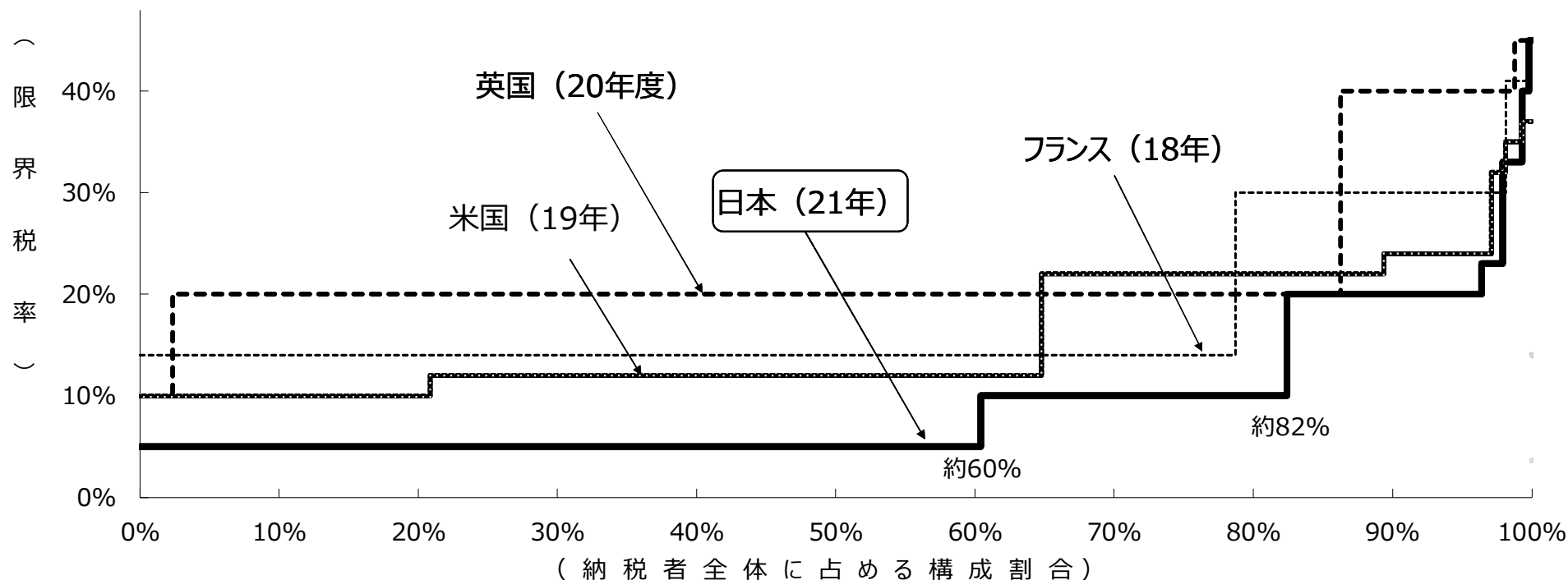
(注1) 令和3年度予算ベースの推計値である。

(注2) 矢印の金額は、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

主要国における所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較

（2022年1月現在）

我が国の所得税の納税者においては、最低税率（5%）が適用される納税者が約6割を占め、8割強の納税者が適用税率10%以下。



限界税率		0%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超
日	本（21年）	82%	14%	4%
米	国（19年）	21%	44%	35%
英	国（20年度）	2%	84%	14%
フ	ラ	0%	79%	21%
ン	ス（18年）			

（注1）日本のデータは、令和3年度予算ベースの推計値である。

（注2）諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成。

（注3）各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階（5・10・20・23・33・40・45%）、米国は7段階（10・12・22・24・32・35・37%）、英国は3段階（20・40・45%）、フランスは5段階（0・14・30・41・45%）である。なお、2020年1月以降、フランスはブラケット内の税を改正し、5段階（0・11・30・41・45%）となっている。

（注4）米国は個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

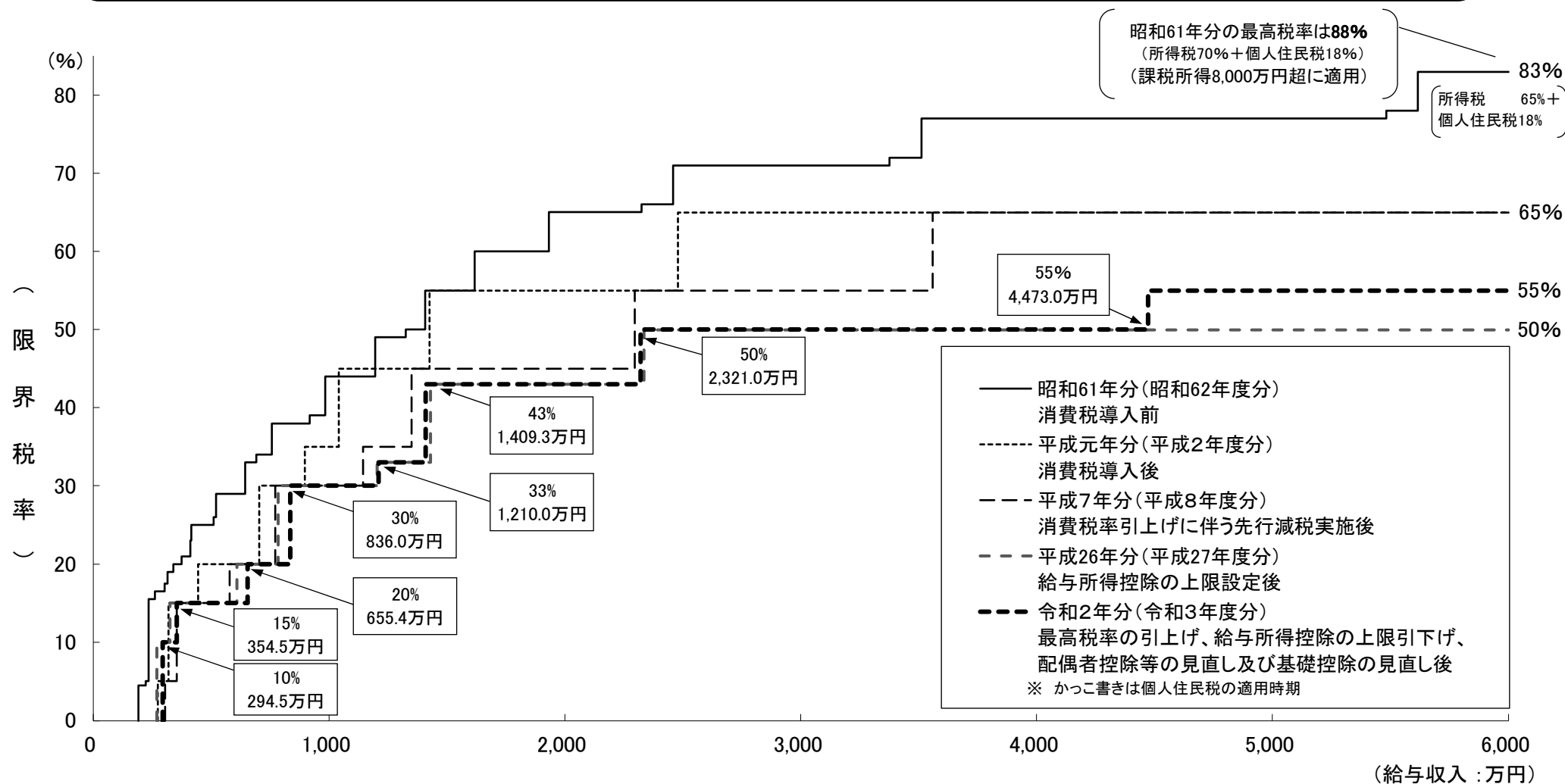
（注5）英国では、限界税率「0%超～10%以下」に含まれるものとして「給与所得等がなく配当所得に7.5%の税率が課されている者」が存在するが、英国政府の税務統計の整理上、「給与所得等がなく、利子所得に対して20%の税率が課されている者」と合わせた人数のみ公表されており、上表の「0%超～10%以下」には後者も含んだ割合を記載している。

（注6）ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。

（注7）構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人(片働き)の給与所得者)

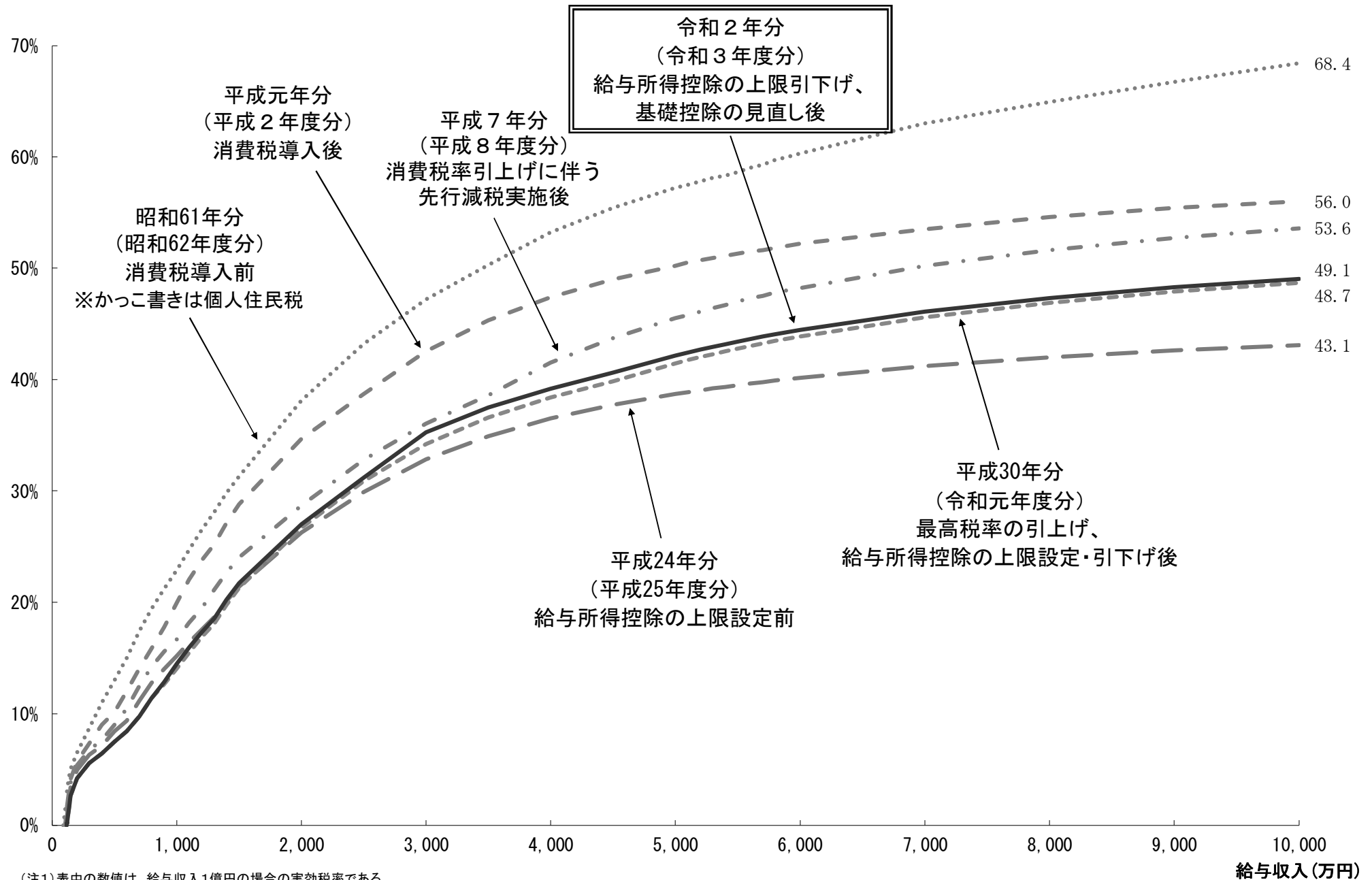
- 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



(注1) 子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

(注2) 社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、それぞれの限界税率に対応する給与収入の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

個人所得課税の実効税率の推移(単身の給与所得者)



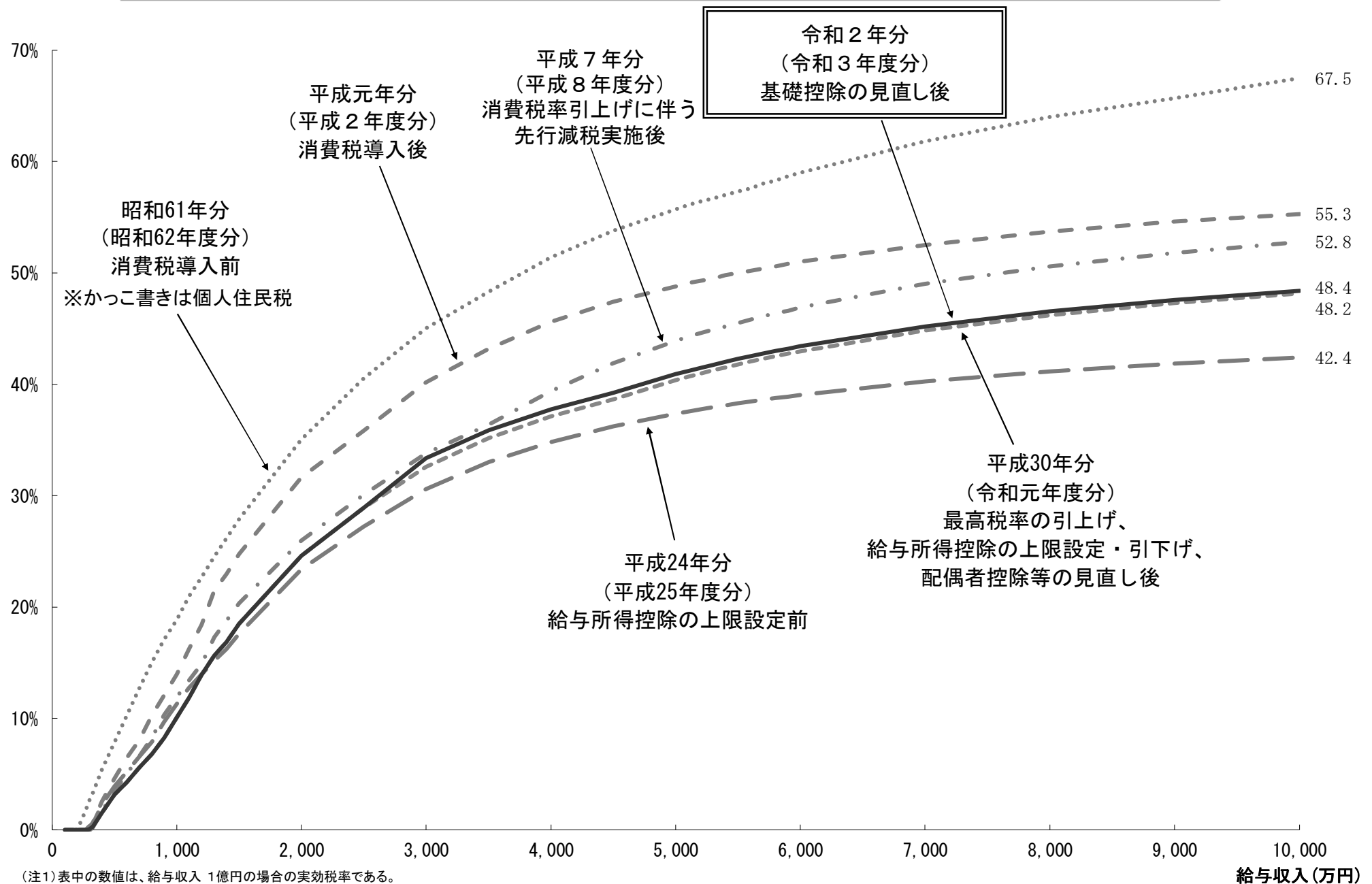
(注1) 表中の数値は、給与収入1億円の場合の実効税率である。

(注2) 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。

(注3) 平成30年(令和元年度)分以降は復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味して計算している。

(注4) 社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、平成30年(令和元年度)分以降の実効税率の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

個人所得課税の実効税率の推移(夫婦子2人(片働き)の給与所得者)



(注1) 表中の数値は、給与収入 1億円の場合の実効税率である。

(注2) 子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

(注3) 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の実効税率である。

(注4) 平成30年(令和元年度)分以降は復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味して計算している。

(注5) 社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、平成30年(令和元年度)分以降の実効税率の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

主要国における給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2022年1月現在)
(単位：万円)

給与収入	区分	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
500万円	単身	37.4	61.7	61.3	74.8	78.4
	夫婦のみ	30.2	34.1	57.4	28.7	47.7
	夫婦子1人	24.5	9.3	57.4	28.7	47.7
	夫婦子2人	15.8	8.7	57.4	28.7	47.7
700万円	単身	68.2	105.2	101.3	137.3	144.9
	夫婦のみ	57.3	69.3	97.4	76.0	91.0
	夫婦子1人	50.1	42.1	97.4	76.0	80.4
	夫婦子2人	39.2	35.7	97.4	76.0	69.7
1,000万円	単身	144.9	189.1	206.5	252.5	241.8
	夫婦のみ	133.8	123.3	206.5	156.8	162.8
	夫婦子1人	118.2	96.0	206.5	156.8	142.1
	夫婦子2人	100.9	89.6	206.5	156.8	134.1
3,000万円	単身	1,058.2	879.6	1,118.4	1,145.4	1,132.7
	夫婦のみ	1,058.2	674.9	1,118.4	1,011.8	931.4
	夫婦子1人	1,031.8	650.2	1,118.4	997.6	910.6
	夫婦子2人	1,001.6	643.8	1,118.4	983.4	889.9
4,000万円	単身	1,566.6	1,298.1	1,568.4	1,596.7	1,647.3
	夫婦のみ	1,566.6	978.9	1,568.4	1,454.8	1,408.9
	夫婦子1人	1,540.2	954.1	1,568.4	1,440.7	1,388.0
	夫婦子2人	1,510.0	947.7	1,568.4	1,426.5	1,367.3
5,000万円	単身	2,107.9	1,716.6	2,018.4	2,071.5	2,161.9
	夫婦のみ	2,107.9	1,353.6	2,018.4	1,897.9	1,892.9
	夫婦子1人	2,078.7	1,351.1	2,018.4	1,883.8	1,872.1
	夫婦子2人	2,045.3	1,344.6	2,018.4	1,869.6	1,851.4

(注1) 個人所得課税には、所得税（日本については復興特別所得税を含む。）及び個人住民税等（ドイツについては連帯付加税を含む。フランスについては社会保障関連諸税を含む。）が含まれる。

(注2) 比較のためのモデルケースとして夫婦子1人の場合は子が就学中の16歳、夫婦子2人の場合は第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

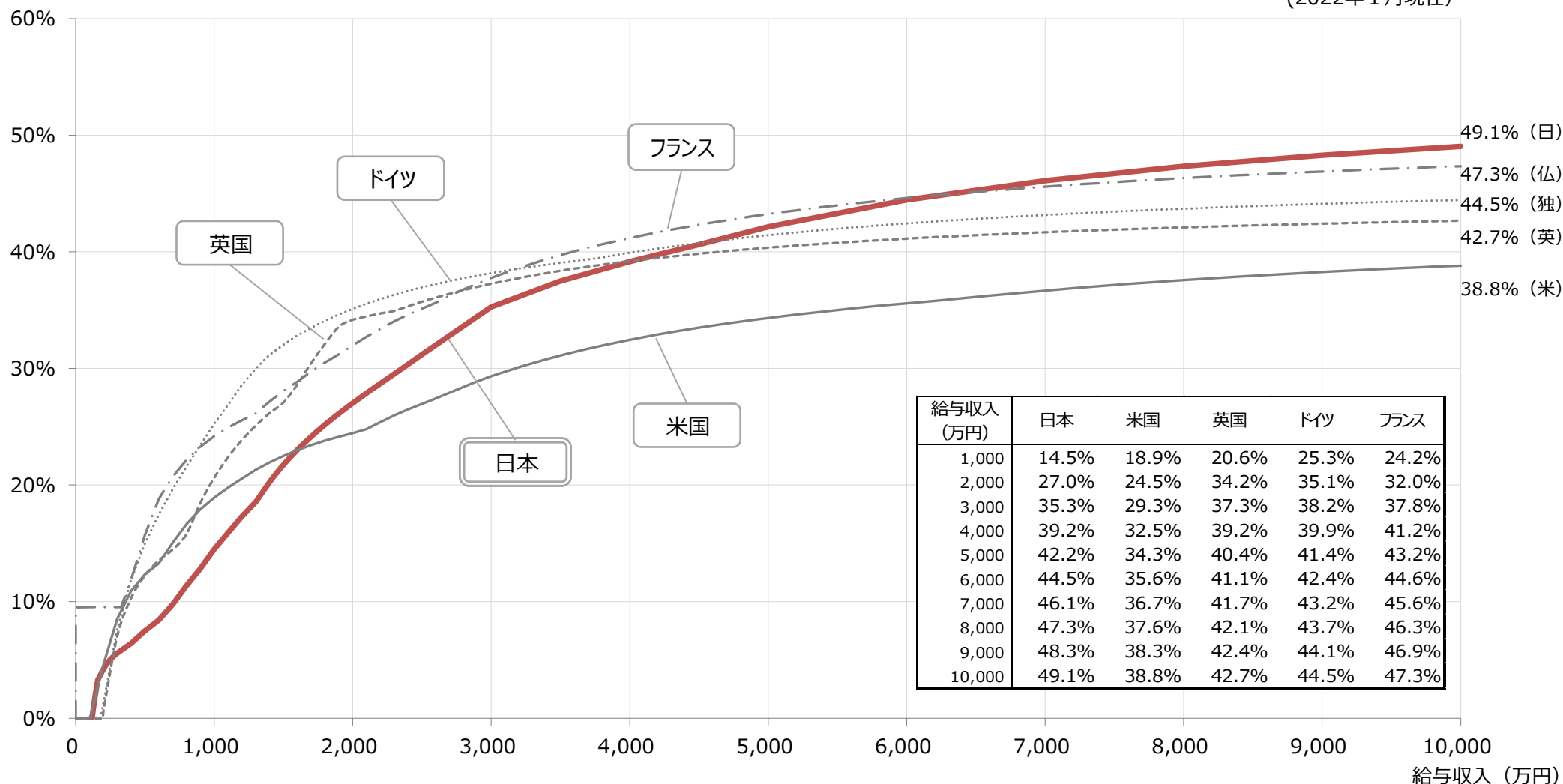
(注3) 日本の個人住民税は所得割のみである。米国の個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。

(注4) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。そのため、英国の勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

主要国における個人所得課税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者）

（2022年1月現在）



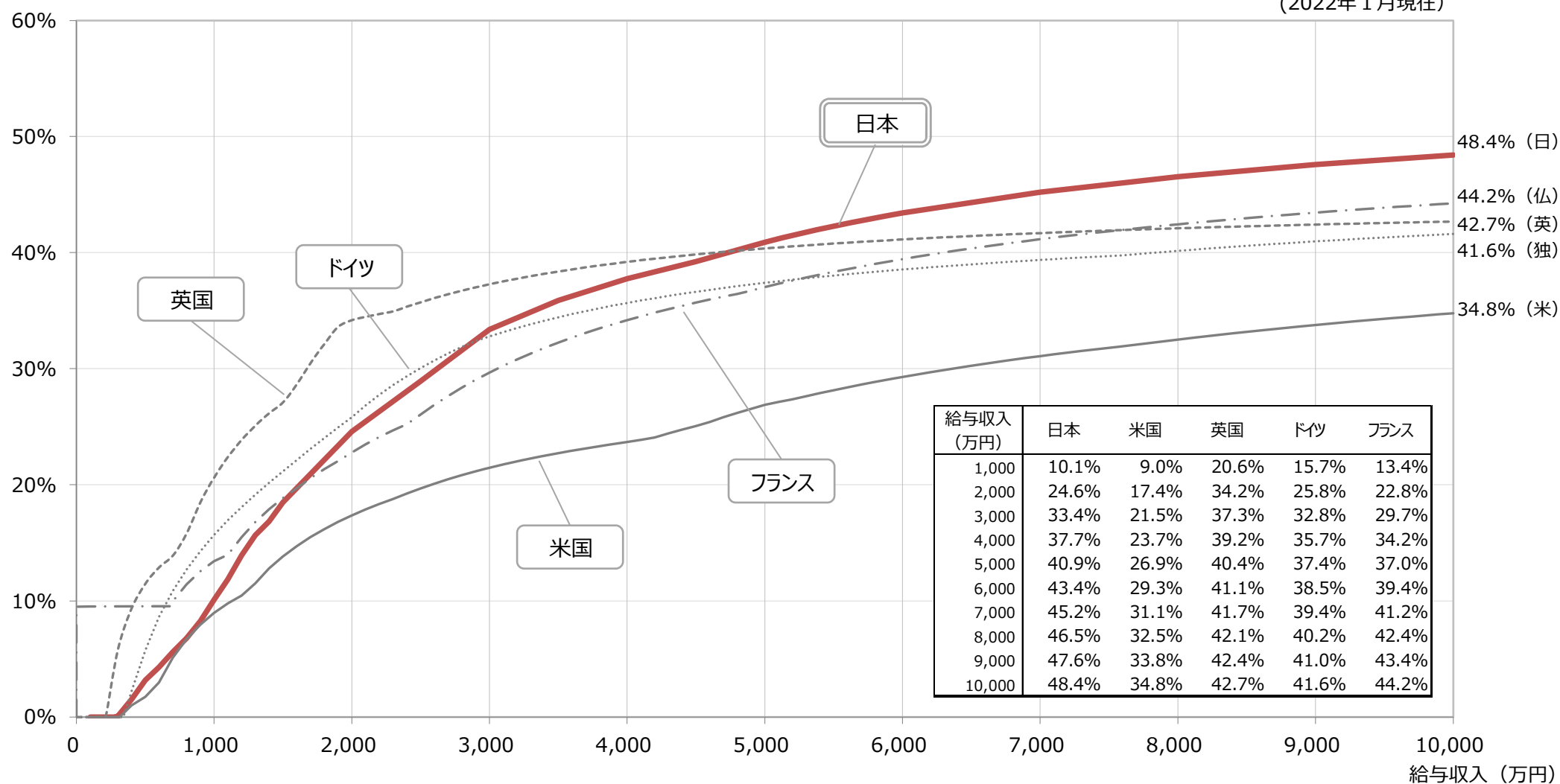
（注1） 表中の数値は各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

（注2） 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（9.7%）が含まれる。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、米国の勤労税額控除、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（備考） 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。

主要国における個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

（2022年1月現在）



（注1） 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

（注2） 表中の数値は各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

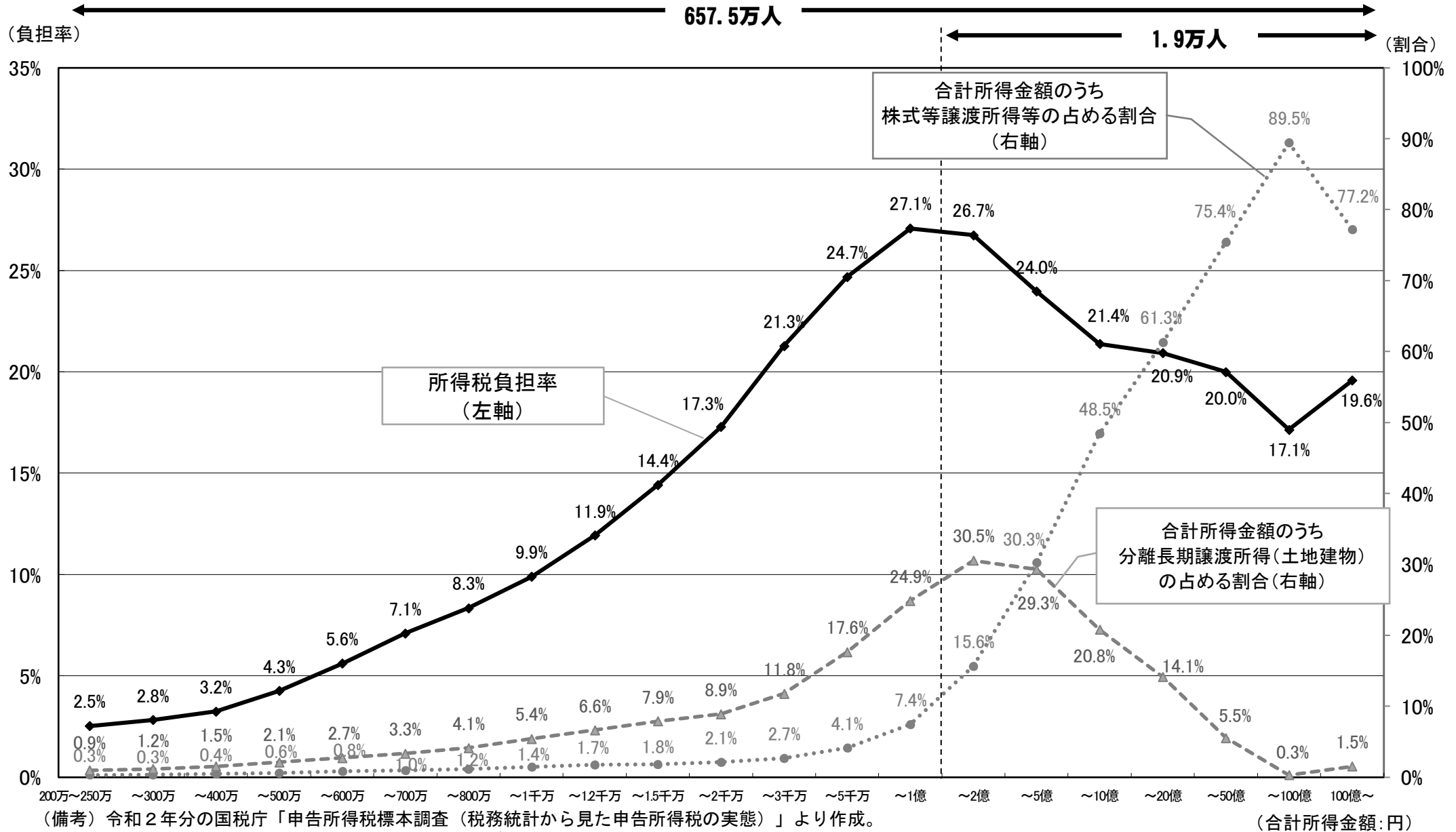
（注3） 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（9.7%）が含まれる。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、米国の勤労税額控除、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（備考） 邦貨換算レート：1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。

4. 所得税(分離課税分も含む) の負担状況

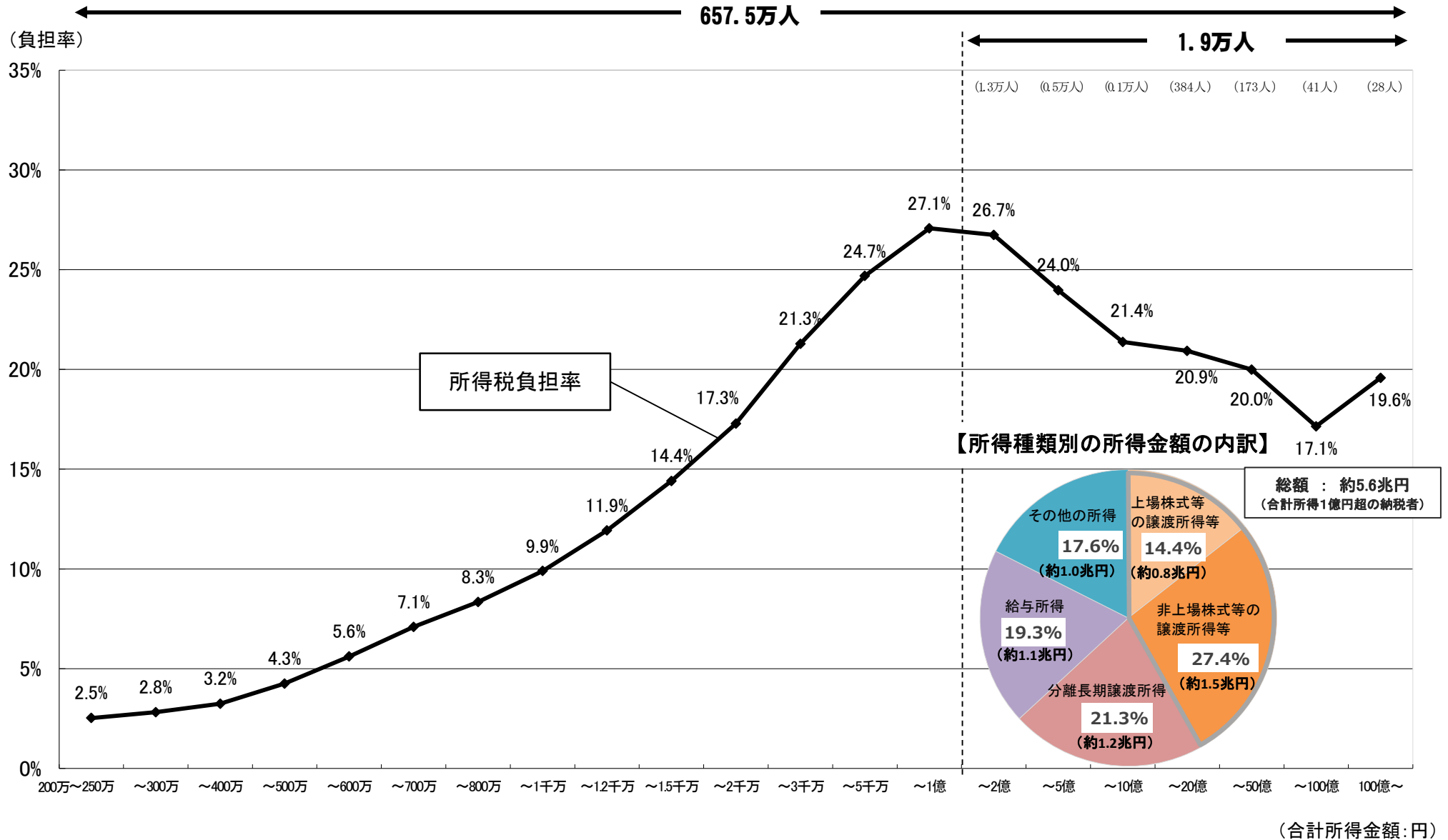
申告納税者の所得税負担率

令和2年分



申告納税者の所得税負担率

令和2年分



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

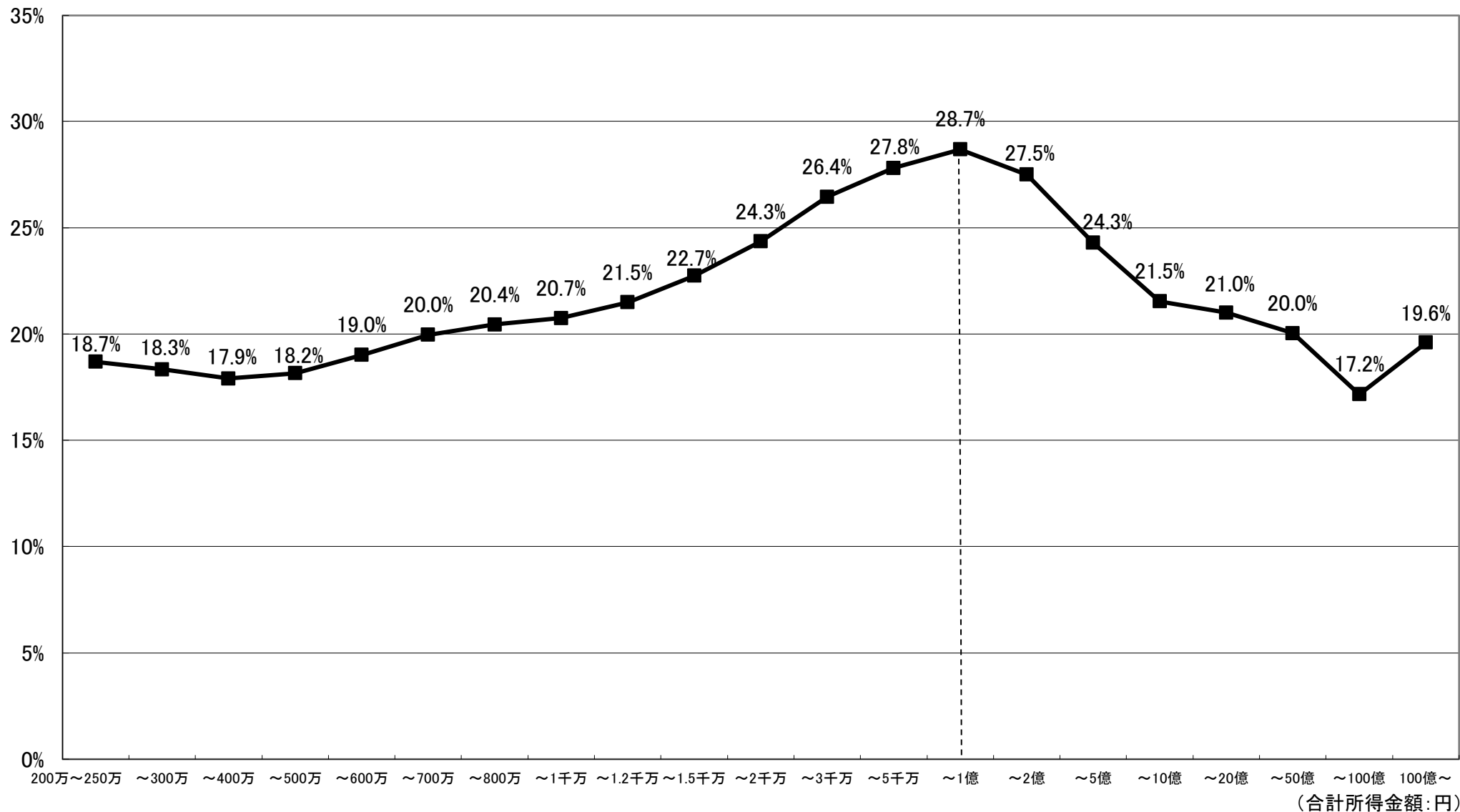
また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税(株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得)の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のものの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

申告納税者の負担率(所得税+社会保険料)

令和2年分

(負担率)



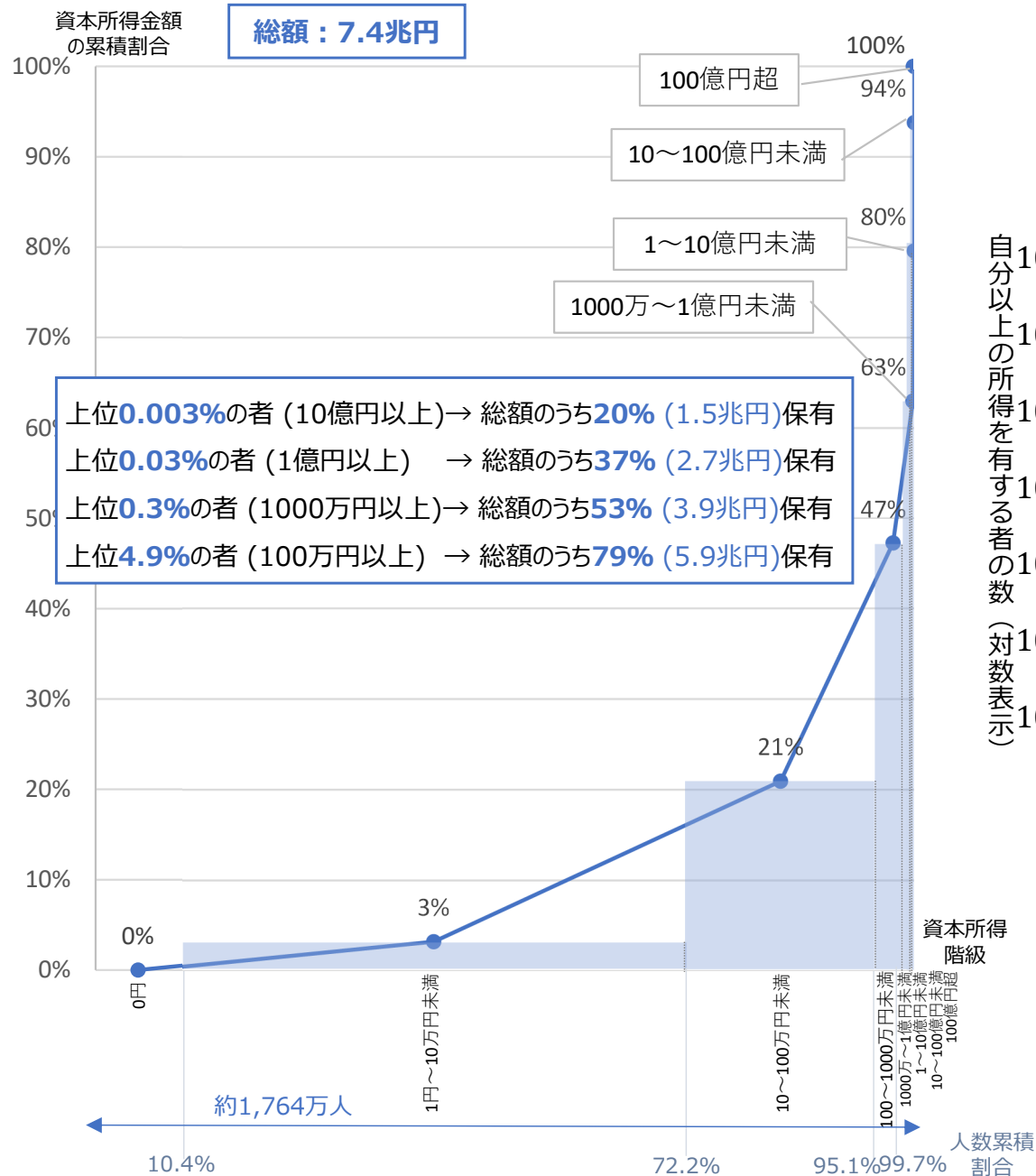
(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

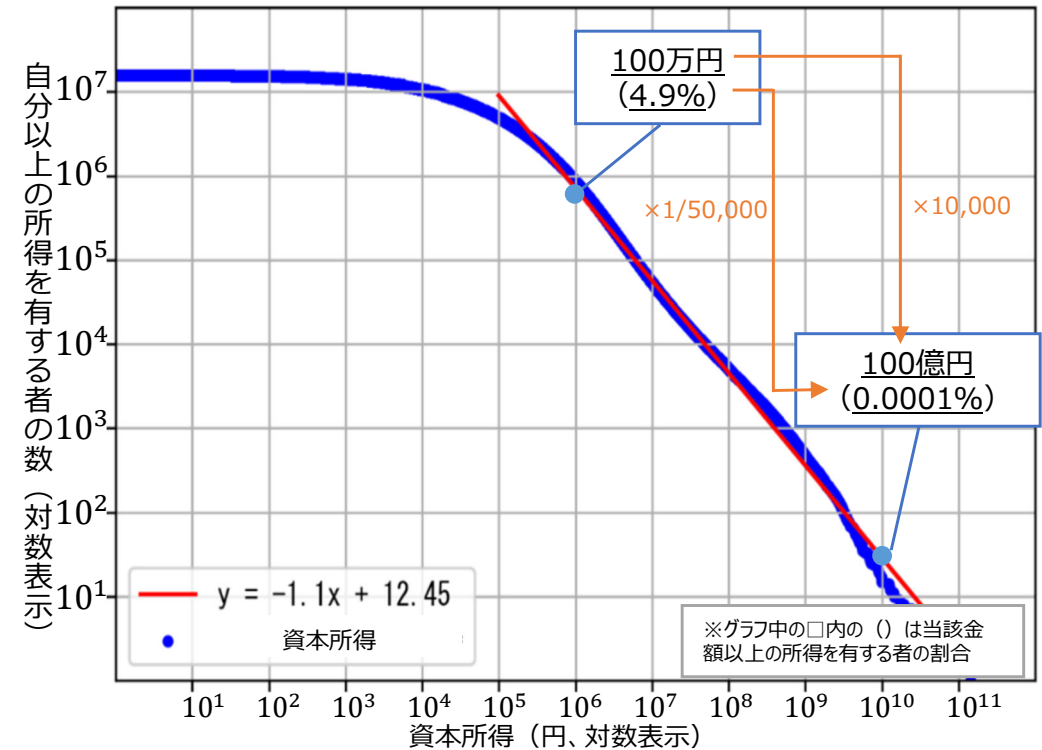
また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 社会保険料負担率は、合計所得金額の各階層の社会保険料控除の合計額から1人当たりの額を算出した上で、合計所得金額の各階層の中間値で割ることにより計算。

「資本所得」の分布について



資本所得の所得分布は、
100万円弱～100億円前後の範囲で
近似的にパレート分布に従う
(パレート指数は約1.1)



- **パレート分布**：一定以上の所得等の偏りについて、経験則として、このような形に近似できるといわれている分布のこと。
- **パレート指数**：所得（横軸）と逆累積分布（縦軸）の対数をとりプロットした場合の近似直線の傾き。「パレート指数が小さいほど、高所得層内の格差が大きい」との指摘がされている。

(注1) 令和元年分の確定申告書や特定口座年間取引報告書、配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書のデータをもとに、財務省において作成。

(注2) 「資本所得」には、上場株式、非上場株式、公募投資信託、特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得等のうち、以下のものが含まれる。一方、預貯金の利子や非上場株式等の配当、少額投資非課税制度（NISA制度）の非課税口座における配当・譲渡益等は含まれていない。

- ・特定口座内の取引により発生したもの
- ・一般口座内の上場株式の取引により発生したもの
- ・その他の取引により発生したもので分離課税の対象となっているもののうち、確定申告がされたもの（公募投資信託及び特定公社債の配当・利子所得を除く）

(注3) 横軸は各資本所得階級であり、各資本所得階級毎の人数割合を基に横軸幅を設定（分布人数が多いほど棒グラフの横軸の幅が広い）。折れ線グラフは、各資本所得階級の人数の中央値をプロットしたもの。

5. NISA・スタートアップ関連

令和 4 年 6 月 7 日
閣 議 決 定

第 2 章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

(1) 人への投資

・(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けた iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

NISA制度（少額投資非課税制度）の概要（～令和5年まで）

- 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設。
- また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」を創設。

	一般NISA	つみたてNISA
年間の投資上限額	120 万円 (平成26・27年は100万円)	40 万円
非課税期間	5 年間	20 年間
口座開設可能期間	平成26年（2014年）～令和5年（2023年）	平成30年（2018年）～令和19年（2037年）
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)
投資方法	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	(単位：万円) 10 年間 120 120 120 120 120 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 ロールオーバー可	(単位：万円) 20 年間 40 40 40 40 40 1年目 2年目 3年目 4年目 17年目 18年目 19年目 20年目 (一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)

(備考)このほか、平成27年度税制改正において、若年層への投資のすそ野拡大等の観点から、「ジュニアNISA」を創設。(20歳未満(【令和元年度改正】令和5年1月1日以後:18歳未満)の者が非課税口座を開設、年間の投資上限額:80万円、非課税期間:5年間、口座開設可能期間:8年間(平成28年(2016年)～令和5年(2023年)))

NISA制度の見直しについて（令和6年～）

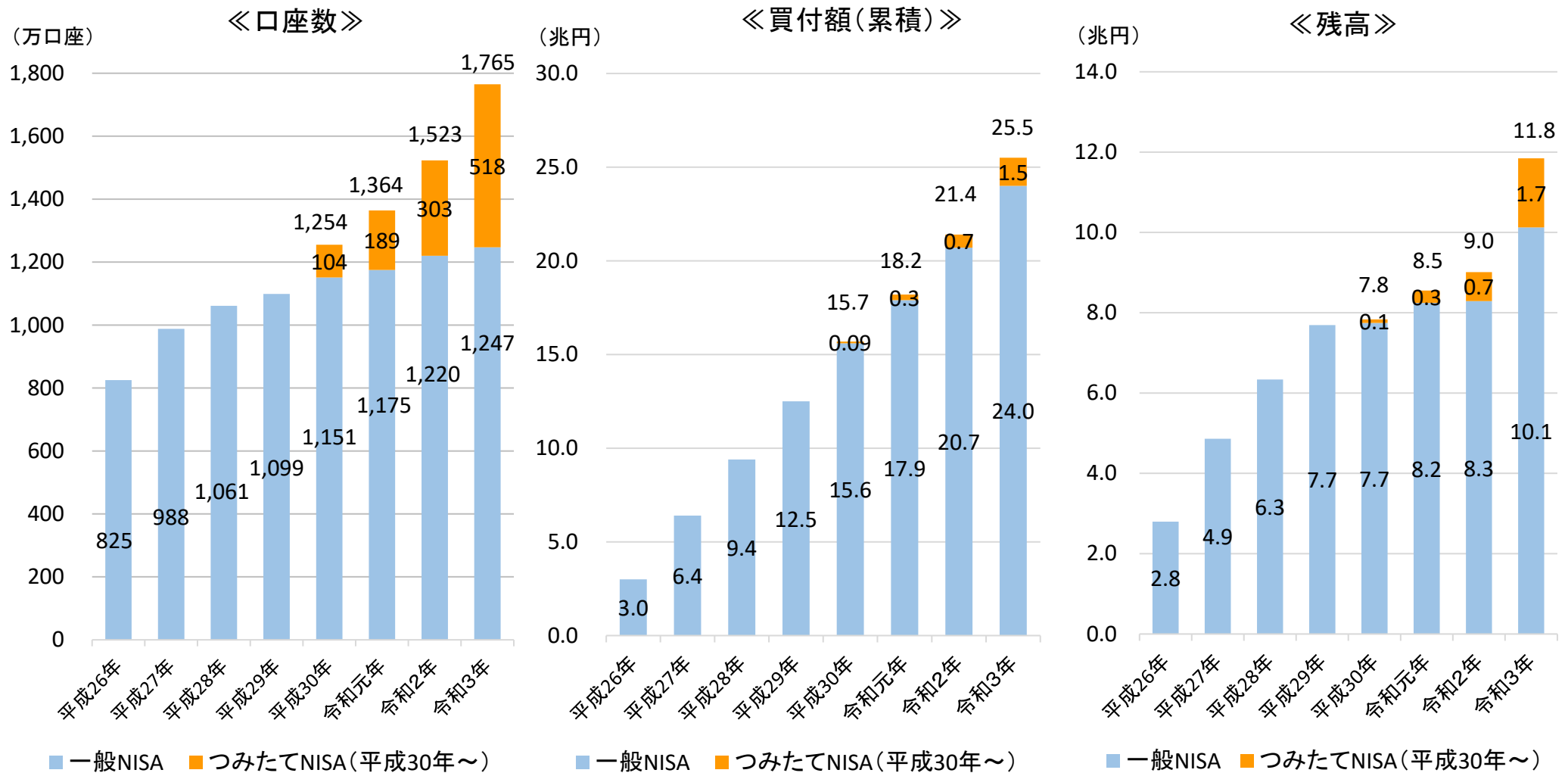
令和2年度改正

	新NISA	つみたてNISA
年間の投資上限額	二階 102 万円 一階 20 万円 （原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる）	40 万円
非課税期間	二階 5 年間 一階 5 年間 （一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能）	20 年間
口座開設可能期間	令和6年（2024年）～令和10年（2028年）	平成30年（2018年）～令和24年（2042年）
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 一階 つみたてNISAと同様 （例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない）	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	（単位：万円） ※つみたてNISAへのロールオーバー可 ※現行一般NISAからのロールオーバー可	（単位：万円） （注）同時に開設可能な最大年数

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

（注）高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

一般NISA、つみたてNISAの口座数、買付額（累積）及び残高の推移



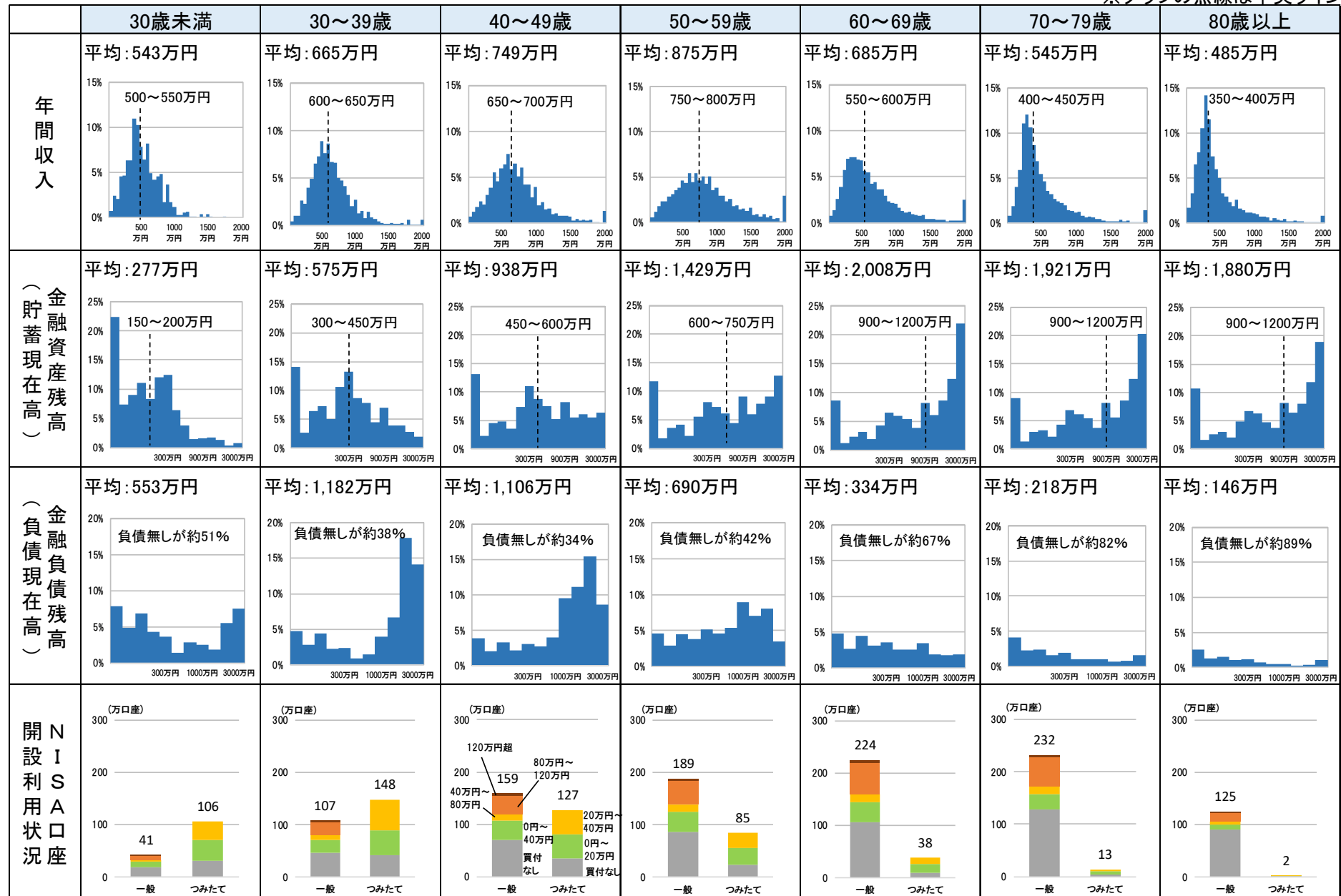
(備考) 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」より作成。

(注1) 各年末時点の数値。直近の調査対象は、一般NISA取扱全金融機関(697法人)、つみたてNISA取扱全金融機関(587法人)。

(注2) このほかジュニアNISAがあるが(直近(令和3年12月末)の数値は、口座数:72万口座、買付額(累積):0.5兆円、残高:0.5兆円)、令和5年で廃止。

世代別収入・資産・負債の分布

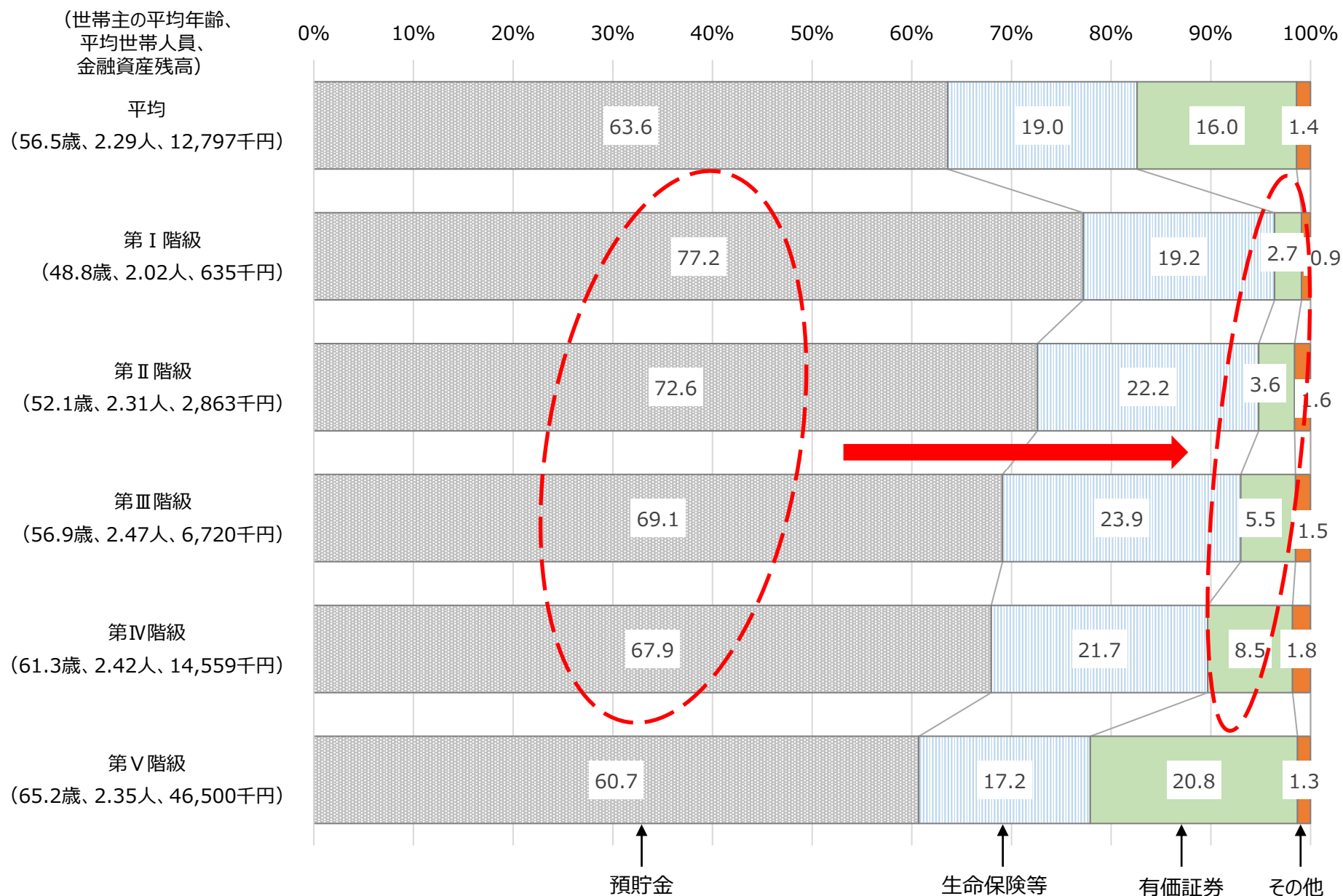
※グラフの点線は中央ライン



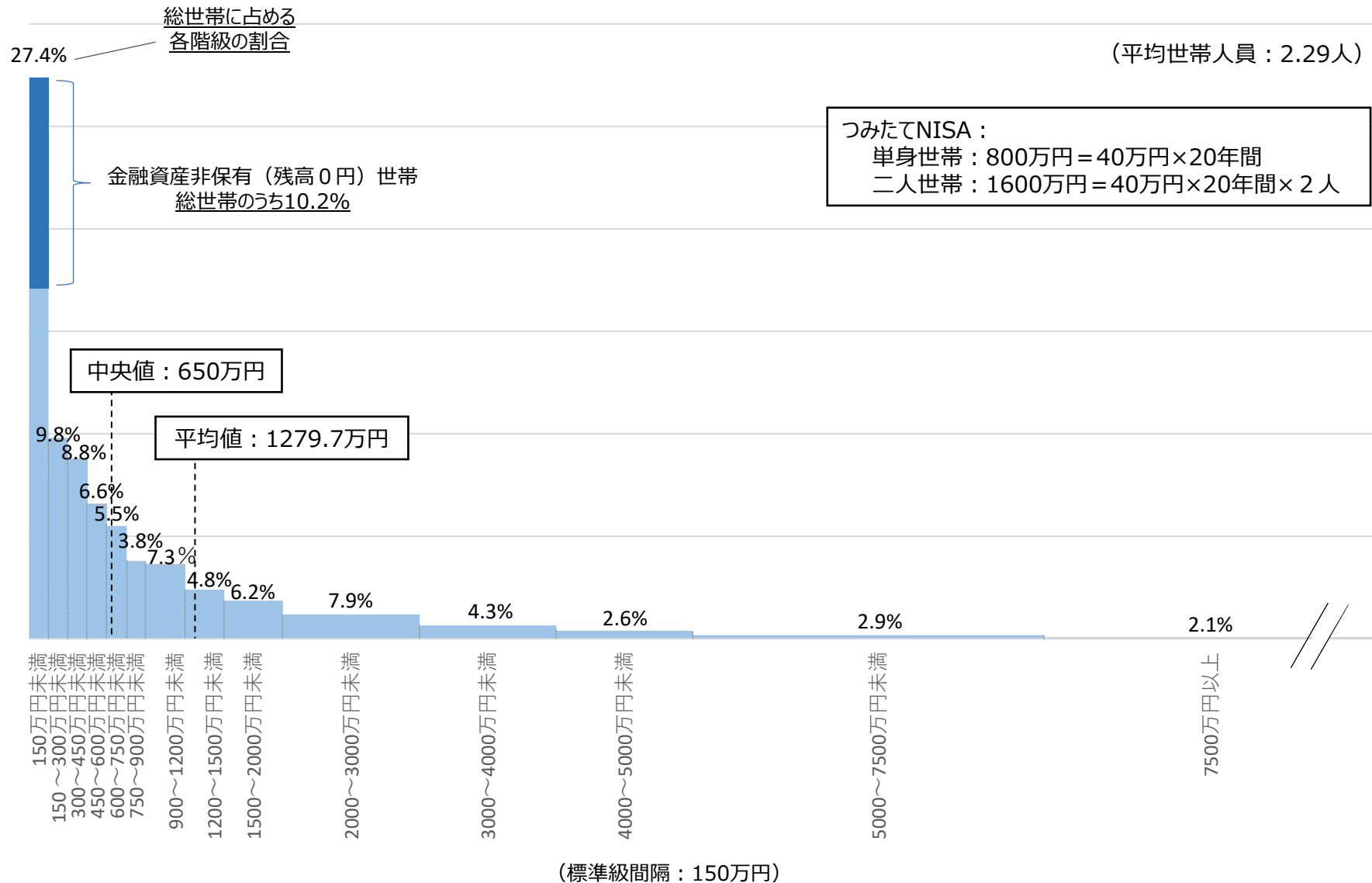
(注1)「年間収入」「金融資産残高」「金融負債残高」は、総務省「全国家計構造調査(2019年)」(二人以上の世帯)より作成。

(注2)「NISA口座開設利用状況」は、「NISA口座の利用状況調査(2021年12月末時点)」より作成。

金融資産残高 5分位階級別構成比（総世帯）



金融資産残高階級別 世帯分布（総世帯）



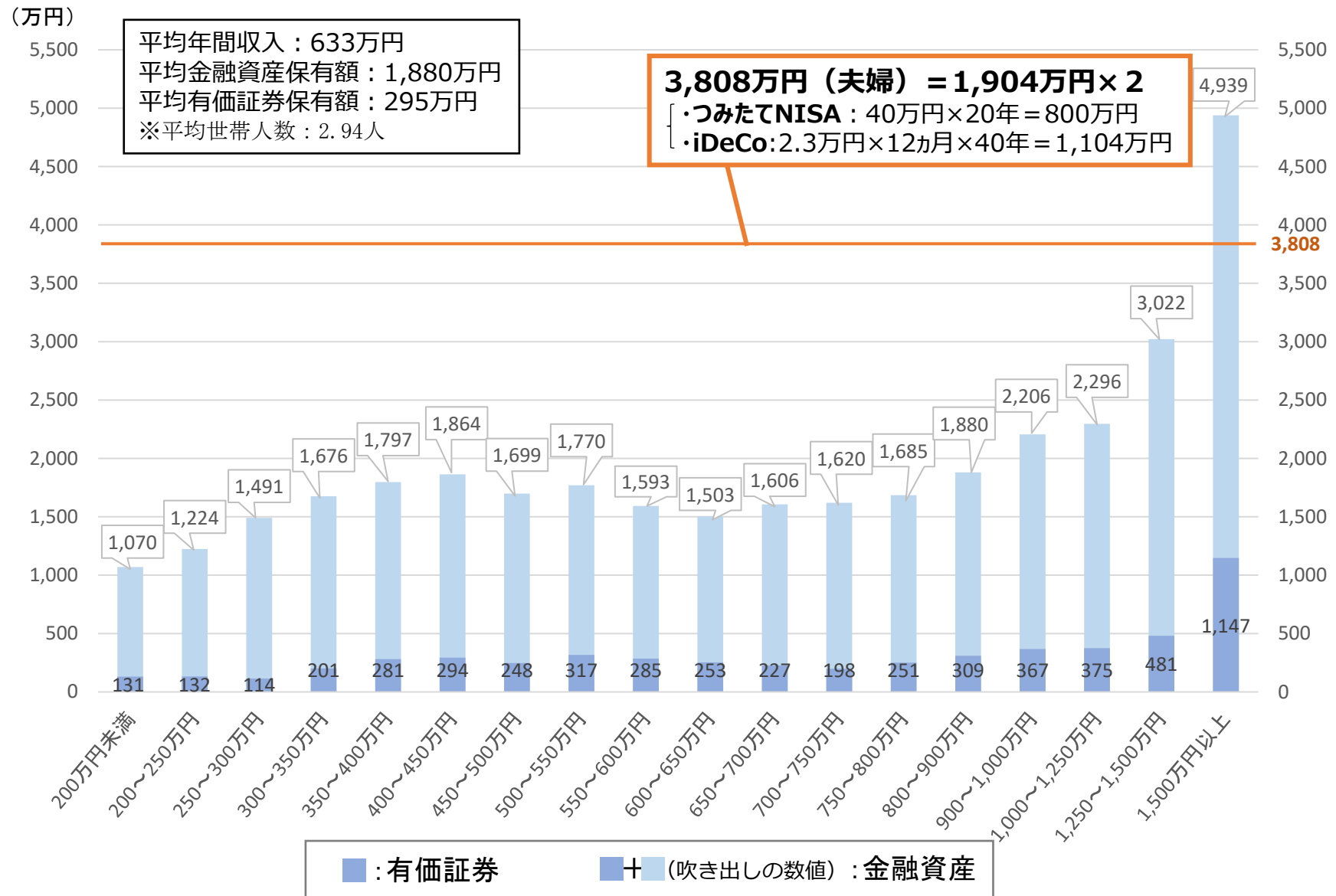
出典) 全国家計構造調査2019年版

※ 中央値は、「金融資産を保有していない世帯」を除いて金融資産残高の少ない方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の金融資産残高

注1) 横軸は、各階級の金融資産残高の幅に比例している。

注2) この資料は、総世帯に占める各階級の割合の数値を面積の広さにより視覚的に示しているもの。このため、割合の数値が面積図の高さを示すものではないことに留意。

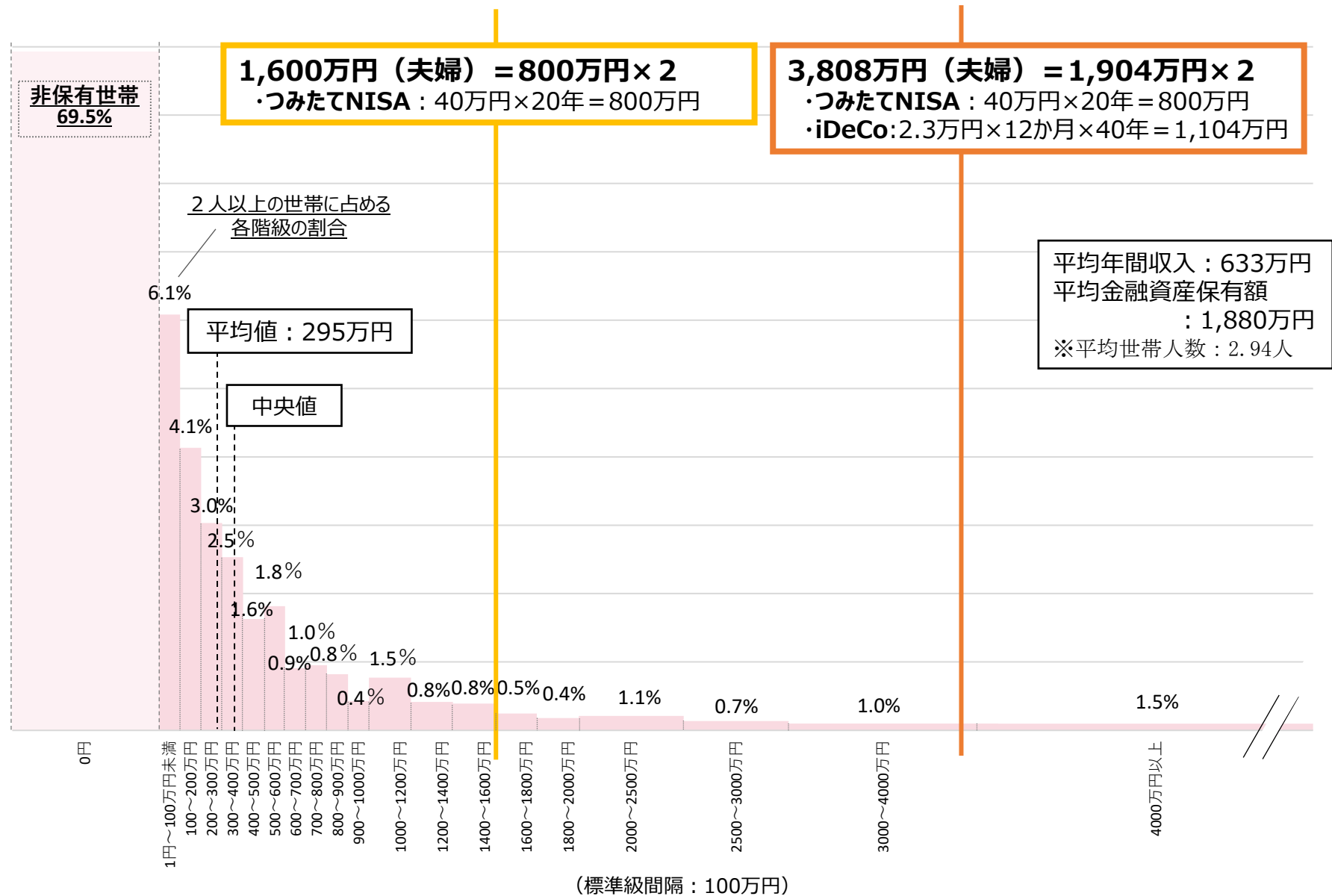
年間収入階級別の世帯の金融資産残高（2人以上の世帯）



(注) 2人以上の世帯を対象としている。

(出典) 2021年家計調査

有価証券残高階級別 世帯分布（2人以上の世帯）



出典）家計調査2021年版

※平均値については、有価証券を保有しない世帯も含めて計算したもの。

注1）横軸は、各階級の金融資産残高の幅に比例している。（有価証券非保有世帯を除く。）

注2）この資料は、2人以上の世帯に占める各階級の割合の数値を面積の広さにより視覚的に示しているもの。このため、割合の数値が面積図の高さを示すものではないことに留意。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」における スタートアップ関連記述抜粋

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～ (令和4年6月7日閣議決定)

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5か年計画の策定

規模拡大を重視する視点から、新規創業を重視する視点への転換を図り、新たな付加価値の創造を行う。

(中略)

スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。(以下略)

経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)

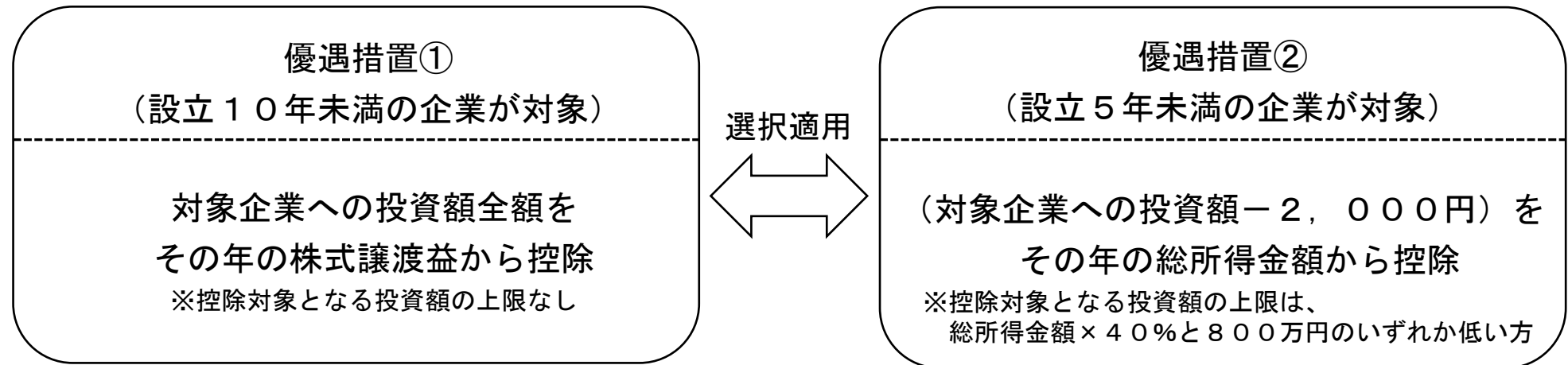
(3) スタートアップ(新規創業)への投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。

こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。

エンジェル税制の概要

投資段階の優遇措置



- ※1 上記特例の対象となる企業は、その企業の事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なもの等として、一定の要件を満たすものをいう。
- ※2 投資方法としては、民法上の組合及びファンド経由の投資も含まれる。
また、認定ファンド及び認定クラウドファンディング経由の場合は、投資先企業に係る一部の要件が免除される。
- ※3 上記特例により控除した額は、株式の取得価額から差し引き、株式売却時に課税される。

譲渡段階の優遇措置

未上場ベンチャー企業株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益から、その損失額を控除可能。

さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

※ ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に3年間の繰越控除が可能。

参 考 資 料

所得の概念

消費型（支出型）所得概念

各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と概念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方

取得型（発生型）所得概念

各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方

包括的所得概念（純資産増加説）

制限的所得概念（所得源泉説）

- 利子・配当・地代・利潤・給与等、反覆的・継続的に生ずる利得

- 一時的・偶発的・恩恵的利得（キャピタル・ゲインなど）

- × 帰属所得
- × 未実現のキャピタル・ゲイン（注）

（注）平成 27 年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

所得税における「所得」の範囲について（イメージ）

所得税法が課税対象となり得る「所得」として観念していないもの

帰属所得
未実現のキャピタル
ゲイン（※）等

所得税法が課税対象となり得る「所得」として観念しているもの

非課税所得等

総所得金額等

所得計算上の控除等

（注）所得は収入その他の経済的利益がある場合に生じる。
現行法における非課税所得等の範囲は、以下のとおり。

- ① 所得税法の規定によるもの
（恩給・遺族年金、出張旅費・通勤手当・現物給付、損害保険金、障害者等の少額預金の利子等）
- ② 租税特別措置法の規定によるもの
（勤労者財形住宅（年金）貯蓄の利子、国等へ重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得等）
- ③ その他の法令の規定によるもの
（児童手当、雇用保険の失業等給付、生活保護の保護金品、宝くじの当せん金品等）

※ 平成 27 年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

アメリカの段階的課税のイメージ

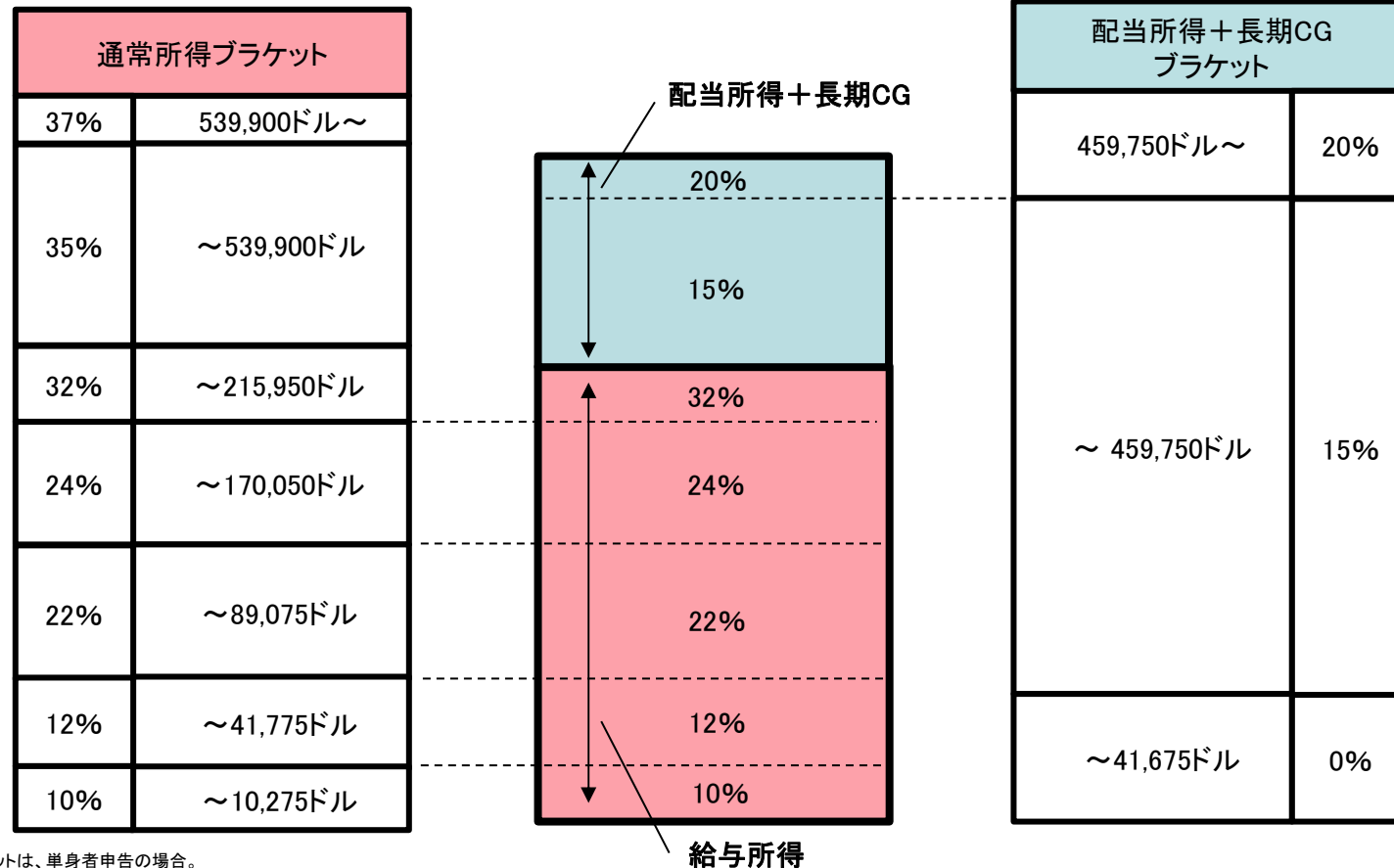
【課税方法】

(2022年1月現在)

- (1) 給与所得等の通常所得の次に、配当所得及び長期キャピタルゲイン(CG)を積み上げる。
- (2) 通常所得、配当所得及び長期CGそれぞれに税率ブラケットが設定されており、それぞれ計算した税額を合算。配当所得・長期CGについては、通常所得と配当所得・長期CGの合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

【具体例】積み上げのイメージと適用税率

課税所得: 500,000ドル (内訳 給与所得: 180,000ドル、配当所得及び長期キャピタルゲイン: 320,000ドル)



(注) 上記の税率ブラケットは、単身者申告の場合。

イギリスの段階的課税のイメージ

(2022年1月現在)

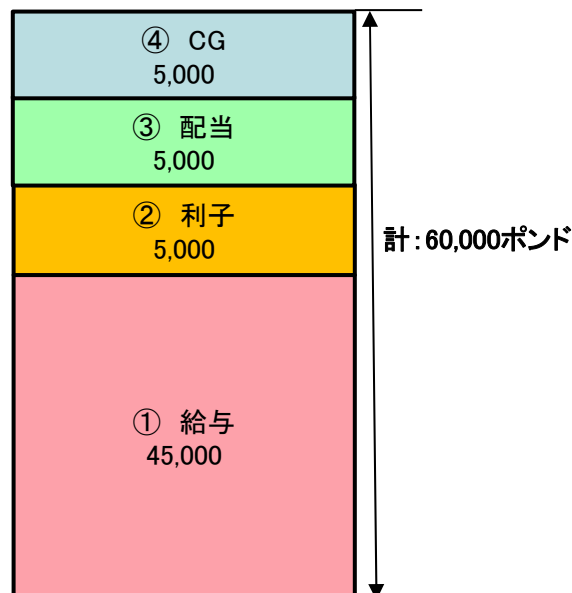
【課税方法】

- (1) 給与等、利子、配当、キャピタル・ゲイン(CG)の順番に収入から控除額を差し引いた額(所得)を積み上げる。
 - (2) 所得区分ごとに税率ブラケットが設定されており、(1)で積み上げた所得の高さ(※)に応じて適用する税率ブラケットが決まり、税額を計算。
- (※)例えば利子の場合、①給与所得と②利子所得の合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

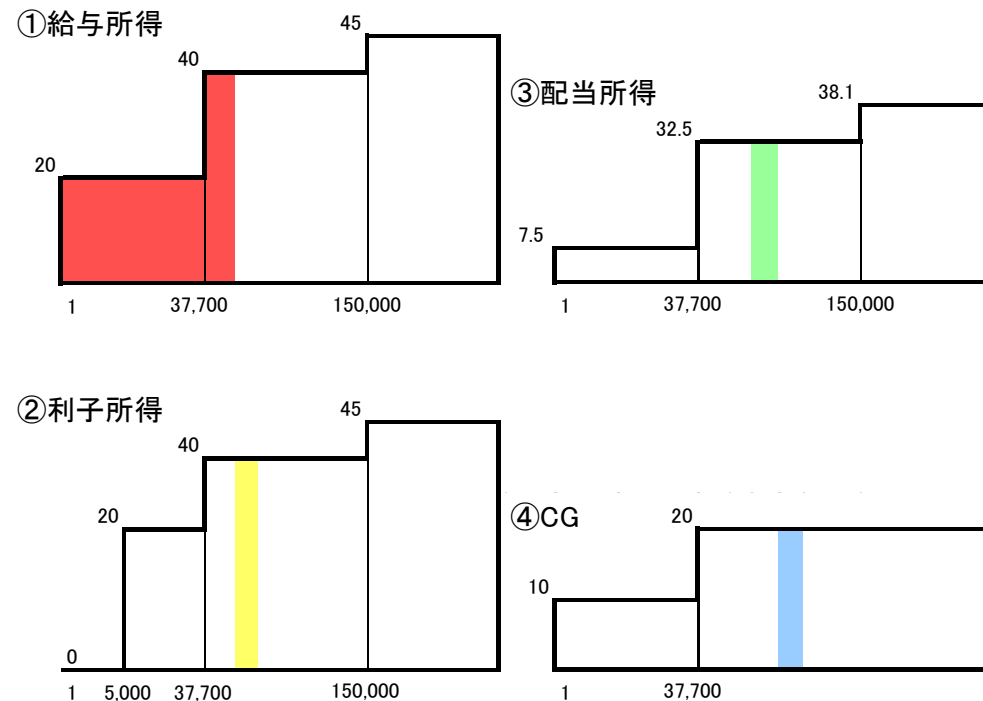
【具体例】

課税所得:60,000ポンド (内訳 給与所得:45,000ポンド、利子所得:5,000ポンド、配当所得:5,000ポンド、CG:5,000ポンド)

(1) 積み上げのイメージ

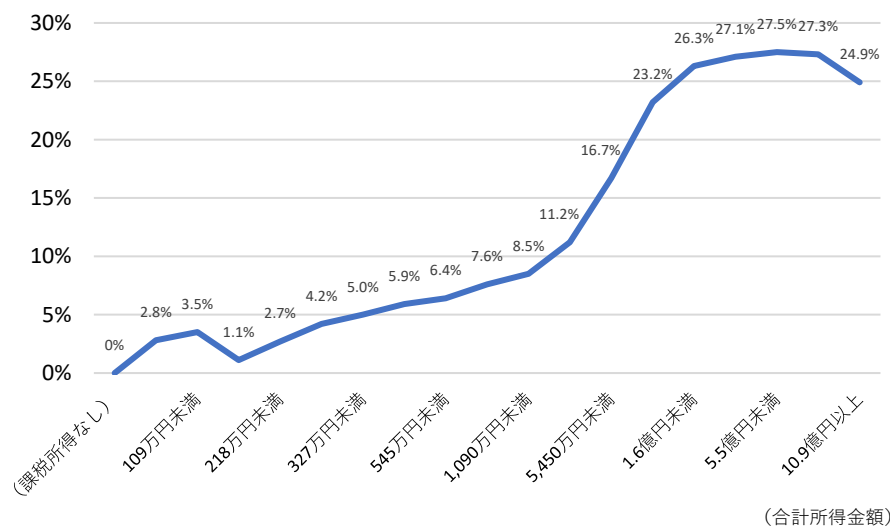


(2) 所得区分ごとの税率ブラケット

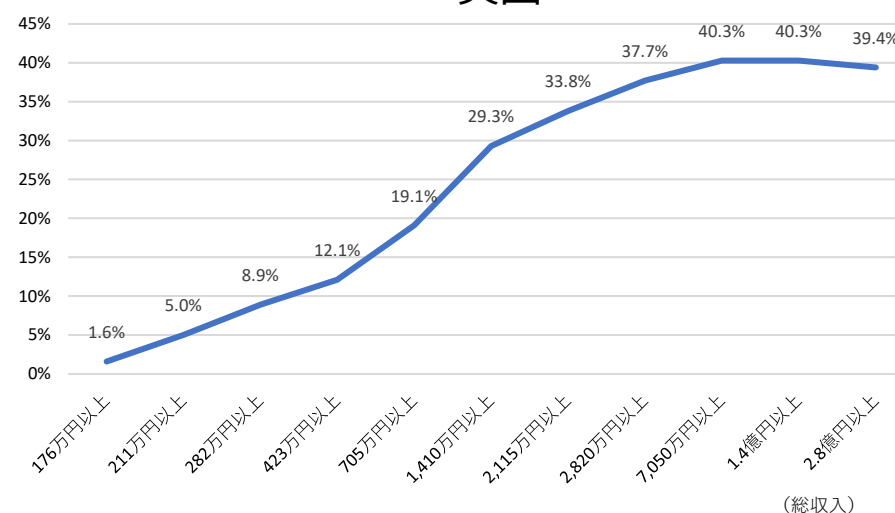


主要国における申告納税者の所得税負担率

米国



英国



米 国 【ニューヨーク市】 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注2)〕		
給与所得課税 ・利子課税	総合課税	17.1～51.8% 〔連邦税:10～37% 州・地方政府税:7.1%～14.8%〕
配当課税・ 株式譲渡益課税	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 ＋ (州・地方政府税) 総合課税	7.1～34.8% 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税:7.1%～14.8%〕 ※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税 (17.1～51.8%)

英 国		
給与所得 課税	総合課税	20、40、45%
利子課税	段階的課税 〔分離課税〕	0、20、40、45%
配当課税	段階的課税 〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%
株式譲渡益 課税	段階的課税 〔分離課税〕	10、20%

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 米国では、閾値(単身者:20万ドル(2,280万円)、夫婦合算:25万ドル(2,850万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(備考) 申告納税者の所得税負担率のグラフは、各国政府資料より作成。米国は2019課税年度、英国は2020課税年度。

「邦貨換算レートは、1ドル＝109円、1ポンド＝141円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。」



フランスの一般社会税(CSG)について

(2021年8月現在)

1. 経緯と概要

- 一般社会税(CSG)とは、1991年に導入された社会保障目的の所得課税である。
徴収は原則として社会保障関係機関によって行われ、一般会計を経ることなく、全額が疾病・年金・介護・家族給付等の目的ごとに分かれた給付機関に直接配分され、執行される。

2. 税率

- 各所得に対して課される税率は以下のとおり。
 - ・ 給与所得・事業所得・資本所得等・・・9.2%
 - ・ 失業手当等・・・6.2%
 - ・ 賭博による所得・・・11.2% 等
- ※ 給与所得については、164,544ユーロを超えない分の1.75%が控除され、所得税より課税ベースが広い。
- ※ ほぼ全ての所得を課税対象としているが、一部の社会保障給付及び非課税貯蓄に関する利子等については課されない。

3. 税収(2019年決算)

- 1,267億ユーロ(15.6兆円)(一般会計総税収: 2,813億ユーロ(34.6兆円))
- ※ 同年の所得税収は717億ユーロ(8.8兆円)であり、一般社会税収を大きく下回る。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和3年(2021年)1月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。



フランスの社会保障負債返済拠出金(CRDS)について

(2021年8月現在)

1. 経緯と概要

- 社会保障負債返済拠出金(CRDS)とは、社会保障の累積赤字の返済を目的として、1996年に導入された所得課税である。税収は全額、社会保障債務返済基金(CADES※)へ直入される。当初は13年間1ヶ月限定であったが、CADESの債務返済期限延長に伴い、現在は最長2033年末まで課される予定。

※ 社会保障債務返済基金(CADES)とは、社会保障債務の返済を目的として1996年に設立された機関である。2020年8月にCADESの債務返済期限は2033年末に延期された。2020年の収入は176億ユーロ(2.2兆円)。

2. 税率

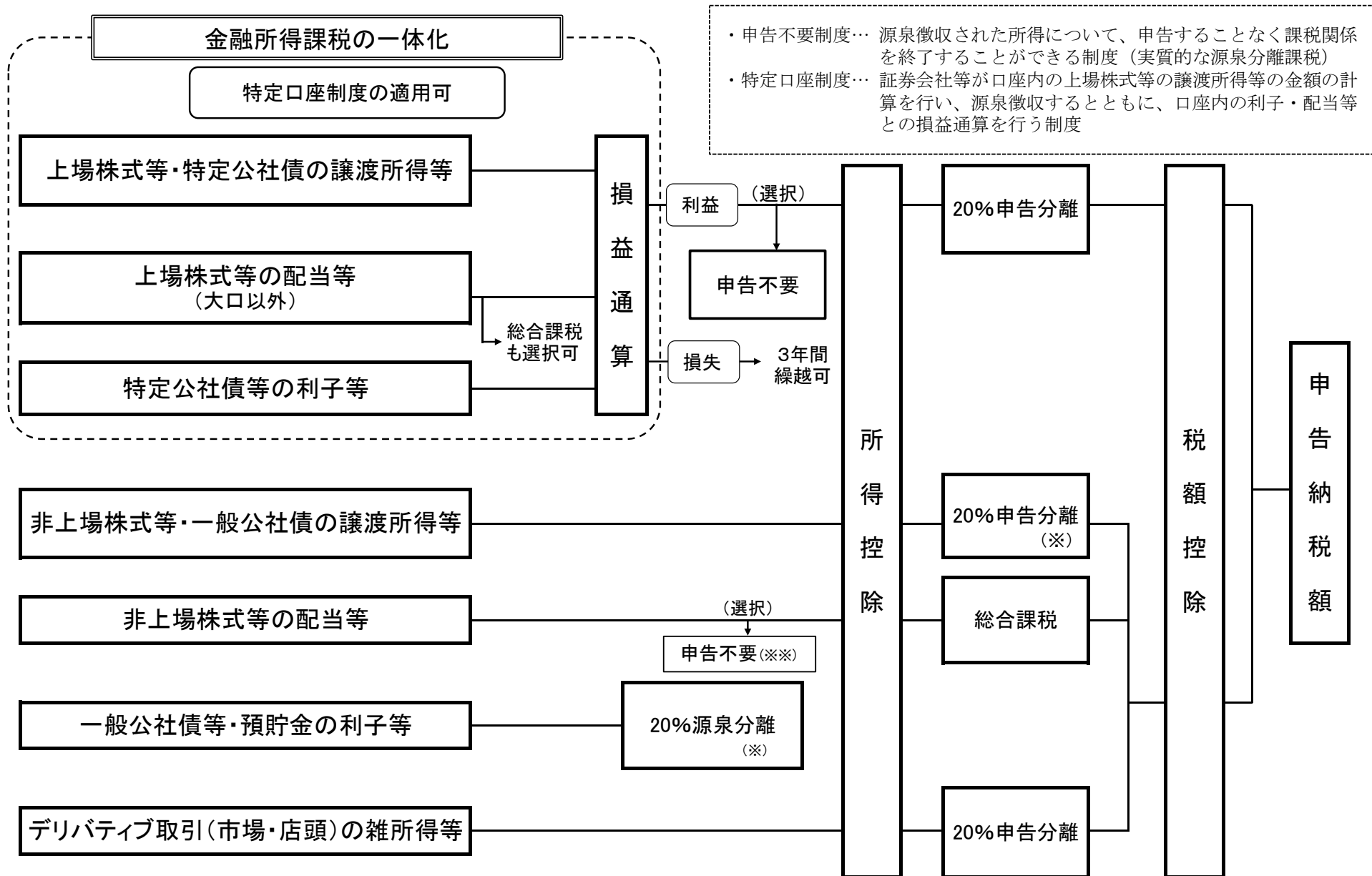
- 税率は0.5%。
 - ※ 給与所得については、164,544ユーロを超えない分の1.75%が控除され、所得税より課税ベースが広い。
 - ※ ほぼ全ての所得を課税対象としているが、一部の社会保障給付及び非課税貯蓄に関する利子等については課されない。

3. 税収(2019年決算)

- 76億ユーロ(9,348億円)(一般会計総税収: 2,813億ユーロ(34.6兆円))
 - ※ 同年の所得税収は717億ユーロ(8.8兆円)。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和3年(2021年)1月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

主な金融所得に対する課税方式【平成28年～】

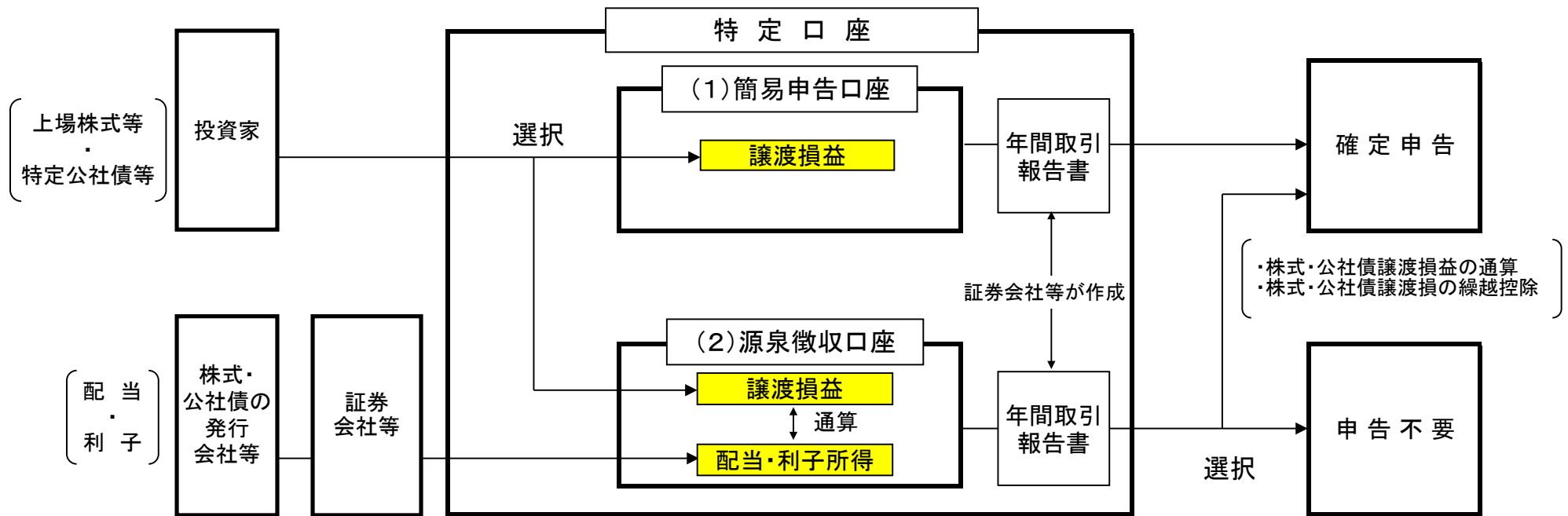


(※) 同族会社が発行した社債について支払を受ける利子(利子所得)及び償還金(雑所得)で、その同族会社の株主である役員等が支払を受けるもの及びその同族会社の役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払を受けるものは、総合課税の対象。

(※※) 一定の非上場株式等の配当等で、一回の支払金額が、10万円(計算期間が1年でないときは、月数で按分した金額)以下であるものが対象。

特定口座制度

○ 居住者等が金融商品取引業者等に特定口座を開設した場合のその特定口座内における上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額については、他の株式等の譲渡による譲渡所得等の金額とを区分して計算する。



(1) 簡易申告口座

証券会社等に特定口座を開設した場合に、その特定口座内における上場株式等又は特定公社債等の売却による所得の金額については、他の株式等の売却による所得と区分して計算することができる。この計算は証券会社等が行い、証券会社等から交付される年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができる。

(2) 源泉徴収口座

- ① 譲渡の都度、証券会社等が、所得税15%・住民税5%の税率により、所得税の徴収又は返還を行う。
- ② 特定口座を開設している証券会社等が源泉徴収を行う上場株式等の配当等及び特定公社債等の利子等を源泉徴収口座へ受け入れることが可能。また、当該配当等及び利子等と口座内で生じた譲渡損失との通算が可能。
- ③ 証券会社等は、年間分の譲渡所得、配当所得及び利子所得に係る源泉所得税を一括して翌年1月10日までに国庫に納付する。

主要国における土地譲渡益課税の概要（未定稿）

（2022年1月現在）

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
課税方式	申告分離課税 20% 〔 所得税:15% + 個人住民税:5% 〕 ※ 5年以内の短期譲渡益の場合、30%（+個人住民税9%）	段階的課税（分離課税）（連邦税） 3段階 0、15、20%（注2） + 総合課税（州・地方政府税）（注2） 〔 ニューヨーク市の場合 7.1%～14.8% 〕 ※ 12ヶ月以下保有の場合 総合課税 （17.1～51.8%）（注2）	段階的課税（分離課税） 2段階 10、20%（注3） ※ 株式等の譲渡益と合わせて年間12,300ポンド（189万円）が非課税	総合課税 0～47.5% 〔 所得税：0～45% + 連帯付加税：税額の5.5% 〕 ※ 長期譲渡益（10年超の保有）の場合は非課税	分離課税 36.2% 〔 所得税：19% + 社会保障関連諸税：17.2% 〕 ※ 取引ごとの譲渡価格が15,000ユーロ（195万円）以下であれば非課税 ※ 5年超保有の場合、保有期間に応じて控除を適用可能（注4）

（注1）上記は、各国における原則的な取扱いを示したもの。

（注2）米国では、給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、41,675ドル（475万円）以下のブラケットに対応する部分には0%、41,675ドル超のブラケットに対応する部分には15%、459,750ドル（5,241万円）超のブラケットに対応する部分には20%の税率が適用される（単身者の場合）。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

（注3）英国では、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、50,270ポンド（774万円）以下のブラケットに対応する部分には10%（居住用資産については18%）、50,270ポンド超のブラケットに対応する部分には20%（同28%）の税率が適用される。なお、居住している不動産を譲渡する場合で、その他には家を所有していないなどの一定の条件を満たす場合には、非課税。

（注4）フランスでは、保有期間が5年を超える場合、1年につき6%の控除が適用となり、保有期間が22年を超える場合は全額控除となる。

（備考）邦貨換算レートは、1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。